

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除申請要項（令和7年度後期）

新潟大学

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の学生に対して、令和7年度後期分授業料免除（以下「コロナ家計急変授業料免除」という。）を行います。

※通常の授業料免除は前年分の所得で審査を行いますが、コロナ家計急変授業料免除では、直近3ヶ月分の所得又は収入から算出した見込み年収で審査を行います。

2. 対象となる者

【注意】令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更になったことから、令和6年度より対象となる者の要件が変更になりました。

- ① 令和5年度後期にコロナ家計急変授業料免除に申請し、半額免除または全額免除の判定を受けた者。
- ② 令和5年度に高等教育の修学支援新制度（新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合）による支援を受けていた学生のうち、令和6年度に新制度による支援の対象外となる者。

①または②に該当し、以下の基準をすべて満たす場合のみ、申請対象となります。

・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の提出があること、又は**家計支持者（父母等）の一方又は両方の**、直近3ヶ月分の所得又は収入を4倍したものが令和元年分～令和6年分の所得又は収入と比較し1／2以下となっていること。

・事由発生後の**世帯の総所得**が本学の通常の授業料免除の家計基準の範囲内となっていること（学力基準を満たす必要はありません。）。

3. 申請手続日程(期限厳守)

次の日程により申請を受け付けますので、**必要書類を揃え、指定の期間内に「エントリー」、「入力」及び「登録」し、出力した申請書類等を指定の書類提出期間に「郵送」で提出してください。※日程は変更になる可能性がありますので、今後の連絡通知に注意してください。**

①エントリー

令和7年9月1日（月）～9月15日（月・祝）



②申請情報入力（登録）

令和7年10月1日（水）～10月10日（金）

「学務情報システム」の「学生情報」→「免除」から、期間内に申請情報の「入力」及び「登録」をしてください。

※申請情報が「一時保存」の状態は、登録手続が完了していないので、必ず入力期間中に申請情報を「登録」してください。(入力期間後に申請情報を「登録」することはできません。)

※申請情報登録画面において、「申請理由」欄には必ず最初に「【コロナ家計急変】」と入力してから、その後に続く文章を入力してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた所得又は収入については、「直近3ヶ月分×4」の金額を入力してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない所得又は収入がある場合は、前年度の所得又は収入を入力してください。(不動産、株式の配当等。給与収入や事業所得でも、影響を受けていないものについては前年度の所得又は収入を入力してください。)



③申請書類提出

令和7年10月14日（火）～10月24日（金）（必着）

<提出方法>申請書類を以下の宛先にレターパックライトにより郵送して下さい。

<郵送先>〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係 宛

※レターパックライトは郵便局で購入して下さい。（1枚430円です。）

※レターパックライトの「品名」の欄内に「コロナ家計急変免除申請書類在中」と記入してください。



結果通知

令和7年12月中旬

「学務情報システム」→「学生情報」→「学生カルテ」→「免除情報」への授業料免除結果掲載により通知します。



令和7年度後期分授業料の納入

半額免除を許可された者、または不許可となった者は、令和7年12月29日（月）に指定の授業料額を引き落としますので、前営業日までに口座に入金してください。

4.注意事項

- 直近3ヶ月分の収入については給与支払（見込）証明書（所得の場合は収支内訳（見込）申告書（自営業等））を基に申告することとし、年間見込み所得又は収入については3ヶ月分を4倍したものとします。これに寄り難い場合は、個別に相談してください。

2. コロナ家計急変授業料免除では、学期ごとにその時点での直近の所得又は収入から算出した見込み年収を基に審査を行うので、**前後期一括申請の対象とはなりません。**
3. 日本学生支援機構給付奨学金（以下「給付奨学金」という。）に採用されている者（高等教育の修学支援新制度（以下「新制度」という。）による授業料等免除の対象者）で、支援区分が第Ⅰ区分（全額免除）の者はコロナ家計急変授業料免除に申請することはできません。
4. 支援区分が第Ⅱ区分（2/3免除）、第Ⅲ区分（1/3免除）の者または令和7年度秋期の募集で給付奨学金の新規申請を行う者は、コロナ家計急変授業料免除に申請可能です。コロナ家計急変授業料免除に採用された場合は、新制度による授業料免除と比較して免除額が高い方の結果を適用します。
5. 申請書類を確認した結果、コロナ家計急変授業料免除の対象者の基準を満たさない場合は、通常の後期分授業料免除・徴収猶予の申請者として取り扱います。この場合、提出された前年分の所得又は収入に関する証明書類（源泉徴収票、確定申告書等）を基に審査を行うため、大学側で「3ヶ月分×4の年間見込み所得又は収入」から「前年分の所得又は収入」へ修正入力を行います。自身が提出した証明書類の記載内容及び大学側の修正入力内容について質問がある場合は、学生支援課奨学支援係へ問い合わせてください。また、通常の授業料免除・徴収猶予の申請者となるため、学力基準を満たす必要があります。
6. 令和2年度以降入学の学部学生（私費外国人留学生を除く）でコロナ家計急変授業料免除に申請したが対象者の基準を満たさない場合は、通常の授業料免除は対象外であるため、授業料徴収猶予申請者として審査を行うか、または申請を辞退することになります。
7. **必ず、入力期間中に申請情報の「入力」及び「登録」をしてください。**
入力期間後に申請情報が「未入力」又は「一時保存」の状態である場合、いかなる理由（登録されないと勘違いしていた、パソコンの不具合など）であっても申請を受け付けことはできません。
また、入力期間の最終日は、授業料免除システムへのアクセスが集中します。**入力期間後に、申請情報の「入力」及び「登録」をすることはできません**ので、早めの「入力」及び「登録」を心がけてください。
8. 申請書類受理後、記載内容や添付書類の内容についての確認のため、大学から連絡することがあります。あらかじめ家族に確認し、ご家庭の状況をよく把握しておいてください。
また、書類の追加提出を求めることがありますので、当係より電話やメールで連絡を受けた場合は指示に従ってください。なお、申請情報に入力された電話番号に連絡しますので、**申請情報には申請者本人の「携帯電話番号」を必ず入力してください。**
当係からの連絡に対して複数回にわたって応答がない場合や、申請書類の不備等が事前の相談なく指定した期日までに解消されない場合は、書類不備による免除不許可として取り扱うことがあります。あらかじめご了承ください。

9. やむを得ない事情（帰省、旅行、アルバイト、クラブ活動はやむを得ない事情とは認めません）により、期間内に提出できない場合は、事前に学生支援課奨学支援係へ連絡し、手続きについて指示を受けてください。期間経過後の申し出は原則受け付けませんので注意してください。

5.問い合わせ先

新潟大学学務部学生支援課奨学支援係（総合教育研究棟A棟1階1番窓口）

TEL : 025-262-6089、7337 (平日 8:30～17:15)

(本学から申請者あてに、この番号から連絡することができますので、事前に携帯電話に登録するなどして、連絡があった場合は、速やかに応答してください。本学からの着信時に不在の場合は、必ず折り返しのご連絡をお願いいたします。)

MAIL : menjyo@adm.niigata-u.ac.jp

なお、本学ホームページに授業料免除及び徴収猶予関係情報として、授業料免除・徴収猶予関係日程やQ & Aも掲載していますので、参照してください。

<https://www.niigata-u.ac.jp/campus/economic/tuition/tuition-exception/>



申請必要書類一覧

1. 申請に際して、必要となる書類は次のとおりです。書類の不備が多い場合は、申請を受け付けません。

確認欄に該当者の続柄を記入するなどして、必要な書類を確かめてください。

なお、家庭の状況を明らかにするため、一覧にない書類の提出を求めることがあります。

2. 令和7年度前期分授業料免除の申請状況により、必要書類が異なります。

[1] 後期新規申請者 →「申請必要書類一覧①(前期申請なし)」(5~8ページ)を確認のこと

[2] 前期申請者 →「申請必要書類一覧②(前期申請あり)」(9~10ページ)を確認のこと

3. 書類はすべて令和7年10月1日現在の状況を基準にそろえてください。ただし、事由発生後の所得を証明する書類に関しては、この限りではありません。(I-4, II-1, II-3)

4. **マイナンバーの記載がないものを提出してください。**

5. 必要書類に「写」とあるものは、A4判の用紙にコピーして提出してください。

原本がA4判より小さい場合であっても、拡大する必要はありません。

また、複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。

6. 提出書類は返却しません。必要書類に「写」とあるものについては、原本を提出しないでください。

7. 申請のために提出していただく各種書類の個人情報は適切に管理し、法令に基づく場合を除き、授業料免除以外の目的のために利用又は提供することはありません。

申請必要書類一覧①（前期申請なし）

I 全員が提出する書類

証明書等	備考
1 申請情報(大学提出用)	必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
2 授業料免除・徴収猶予提出書類確認票 (大学提出用)	必要書類を確認し、提出時は一番上にして提出すること。必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
3 世帯全員分の 令和7年度(令和6年分)「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」(写不可) 又は令和7年度(令和6年分)「所得証明書」及び 「住民税(所得割)非課税・課税証明書」(写不可) 【提出書類見本】の①	※無職であっても必要。ただし、次の家族の分は提出不要。 ①申請者本人(独立生計者・留学生は本人についても必要) ②就学中の兄弟 ③未就学児 ④令和7年1月1日時点で就学中であった兄弟 ※P1対象者の基準①「～家計支持者(父母等)の一方又は両方の、直近3ヶ月分の所得又は収入を4倍したものが令和元年分～令和6年分の所得又は収入と比較し1/2以下となっていること。」により申請する場合は、以下の証明書も提出すること。 【例1】令和元年分と比較する場合 →令和2年度(令和元年分)「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」(写不可) 又は令和2年度(令和元年分)「所得証明書」及び 「住民税(所得割)非課税・課税証明書」(写不可)も提出 【例2】令和2年分と比較する場合 →令和3年度(令和2年分)「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」(写不可) 又は令和3年度(令和2年分)「所得証明書」及び 「住民税(所得割)非課税・課税証明書」(写不可)も提出
4「公的支援の受給証明書」の写	国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受けている場合 ※公的支援を受けておらず受給証明書が無い場合でも、直近3ヶ月分×4の収入又は所得が令和元年分～令和6年分の収入又は所得と比較し1/2以下となつていれば申請できます。 公的支援を申請中で受給証明書の取得が申請期間内に間に合わない場合は、申込書の控等の写を提出期間内に提出し、受給証明書を取得次第、受給証明書の写を提出してください。

II 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係)

区分	証明書等	発行所、備考
1 給与所得のあるもの (アルバイトを含む)	<p>申請者本人の所得については、申請情報に記載した令和7年10月現在の平均月収が8万円以上の場合に給与所得に関する書類が必要です(平均月収が8万円未満の場合は不要)。</p>	
※コロナウイルスの影響で減収したもの	<p>①給与支払(見込)証明書(証明書1) ②失業した場合「雇用保険受給資格者証」の写(表・裏の両面)…「非自発的失業(離職理由コード:1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34))」に該当しない場合、対象となりません。</p>	勤務先、ハローワーク
※コロナウイルスの影響を受けていないもの 前年(令和6年)1月1日以前から継続して勤務しているもの	令和6年分「給与所得の源泉徴収票」の写	勤務先
※コロナウイルスの影響を受けていないもの 前年(令和6年)1月2日以降に就職・転職しているもの	<p>「給与支払(見込)証明書」(証明書1) ※本学指定様式(証明書1)を使用すること。</p>	勤務先から証明を受けたもの
2 年金受給者		
令和6年1月1日以前から「老齢(退職)年金等」の給付を受けているもの	令和6年分「公的年金等の源泉徴収票」の写	日本年金機構、共済組合等 ※要確認 「年金決定通知書・年金額変更通知書」が届いた方は必ず提出してください。年金額の増減、支給停止もしくは支給停止解除等を確認します。
令和6年1月1日以前から「障害年金、遺族年金等」の給付を受けているもの	「年金振込通知書」又は「年金支払通知書」の写(いずれも、令和7年10月時点の振込額が記載されている最新のもの)	
令和6年1月2日以降に年金の給付が始まったもの	「 年金証書 」の写	
3 給与・年金以外の所得 (営業、農業、不動産、配当等の所得)があるもの	<p>「収支内訳(見込)申告書」(証明書2)※新型コロナウイルスの影響で減収した所得に限り提出。</p> <p>廃業した場合 ・「廃業等届出書」の写(税務署受付印のあるもの)または「廃業届出済証明書」の写 ・破産手続開始決定の通知書(民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの)</p> <p>「令和6年分の所得税の確定申告書(第一表・第二表)」の写又は「令和7年度市区町村民税・都道府県民税申告書」の両面の写(令和7年3月17日申告期限のもの) ※申告分離課税制度を利用した場合は、分離用(第三表)と付表・計算書などの写しも提出のこと。</p>	税務署又は市区町村役場へ提出した控の写。 収入金額から必要経費を引いた所得金額がマイナスの場合でも提出すること。
4 内職の収入があるもの	令和6年中に内職で得た収入の「証明書」	内職委託業者 証明書が得られない場合は、内職者本人の「申立書」

区分	証明書等	発行所、備考
5 令和7年4月2日以降に臨時所得があったもの		
家計支持者又は同居している者が死亡した場合	「 死亡保険金支払額証明書 」の写及び 「 退職金支給額証明書 」の写	保険金は保険会社 退職金は勤務先
退職金	「 退職金支給額証明書 」の写	
その他 (資産譲渡、満期保険金等)	「 金額・支払日が記載されている書類 」の写 ※支払日が記載されていない場合は「 通帳の写 」 を提出すること。	支払元等 (資産譲渡は確定申告 書第三表)

III 世帯に該当者がいる場合に提出する書類(所得関係以外)

区分	証明書等	発行所、備考
6 就学者がいる世帯(兄弟姉妹等)		
新潟大学在学者	「 授業料免除証明書 」(写不可) ※令和7年度入学者は「 在学証明書 」(写不可)	新潟大学在学者の「 授業料免除証明書 」は証明書自動発行機から発行すること。 兄弟等が令和7年4月に入学する場合は4月1日以降に証明を受けたものに限る。
新潟大学以外の国立大学(短大、大学院、専攻科、別科を含む。)、高専の在学者	「 授業料免除証明書 」(証明書3) ※令和7年度入学者は「 在学証明書 」(写不可) でも可	
公・私立の大学、高専、専修学校の在学者	「 在学証明書 」(写不可)	
小・中・高校在学者	(証明書不要)	
7 無職の人		
60歳以上の老齢年金受給者	※ II 2を参照すること	
農業従事、自営業手伝い	(証明書不要)	
いざれも該当しない人	「 無職申立書 」(証明書4)及び 次のうちいざれか1点 ①「 健康保険被保険者証 」の写 ②「 資格確認書 」の写 ③マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの ※「 健康保険被保険者証 」、「 資格確認書 」を提出する場合は、有効期限(令和7年10月1日現在で有効であることを確認すること。	予備校生、農業大学校生、防衛大学校生は在学証明書でよい。 無職無収入であっても、「 令和7年度(令和6年分)所得証明書 」は必要(「I 全員が提出する書類」を参照)
8 傷病手当金受給者	「 傷病手当金通知書 」の写及び 「 給与支払(見込)証明書 」(証明書1)	健康保険組合等 勤務先
9 主たる家計支持者が無職 又は世帯収入が年間100万円未満の場合	「 経済生活状況申告書(日本人学生用) 」 (証明書5)	
10 生活保護受給世帯	「 保護決定(変更)通知書 」の写 (最新の受給額が記載されているもの)	福祉事務所
11 母子・父子世帯		
児童扶養手当受給世帯	「 児童扶養手当証書 」の写 (令和7年10月時点の手当月額が記載されているもの)	市区町村又は都道府県
児童扶養手当、遺族年金の受給がなく、所得証明書・源泉徴収票等にひとり親控除等の記載がない場合	次のうちいざれか一点 ①「 母子・父子家庭証明書 」(証明書6) ②「 戸籍全部事項証明書 」	市区町村役場 ※母子・父子家庭証明書については、民生委員又は町内会長の証明を受けること
12 障害者のいる世帯	次のうちいざれか一点 ①「 障害者手帳 」の写 ②「 障害年金振込通知書 」の写 ③「 介護保険被保険者証(要介護5) 」の写 ④ 医師等の「 診断書 」「 証明書 」(写不可)	市区町村役場 日本年金機構 医療機関 等

区分	証明書等	発行所、備考
13 長期療養者がいる世帯で、長期療養者にかかる医療費を支払っている世帯	医師等の「診断書」(写不可)及びその治療にかかる直近1ヶ月分の医療費「領収書」の写 ※1 診断書には、「いつ頃から発病したか」「現在の症状」「今後の治療の見通し」「生活習慣病によるものか」「治療を行う診療科」の5点について記載を受けること。 ※2 定期的に負担している医療費が対象となります。 ※3 「治療に關係しない費用」は控除の対象とはなりません。	長期療養者とは、令和7年10月時点で6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と医師に認められた者をいう。
14 主たる家計支持者が単身赴任等で別居している世帯	直近1ヶ月分の「電気代」「ガス代」「水道代」「住居費」の「領収書」の写 ※請求書や使用量のお知らせは不可 ※就学者(学生)の別居は対象ではありません。	住居費が給与天引きの場合は最近の給与明細の写。住居手当がある場合は、手当額がわかるものも提出。
15 令和7年4月2日以降(令和7年10月入学者は入学1年前)に地震・火災・風水害等による被害を受け、将来も長期(2年)に渡り収入減又は支出増が見込まれる場合	「罹災証明書」及び「罹災額が確認できる書類」の写 (建物修繕解体費の領収書の写等)	消防署又は市区町村役場
16 令和7年4月2日以降(令和7年10月入学者は入学1年前)に盗難による被害を受け、将来も長期(2年)に渡り収入減又は支出増が見込まれる場合	「盜難届出証明書」及び「被害額が確認できる書類」の写 (確定申告時に添付した雑損控除の写等)	警察署又は市区町村役場
17 令和7年4月2日以降(令和7年10月入学者にあっては入学前1年間)に主たる家計支持者が死亡した世帯	「死亡診断書」の写 ※「死亡保険金」及び「退職金」については、B「令和7年4月2日以降の臨時所得」を参照すること。	医療機関等

IV その他

区分	証明書等
18 申請者本人が独立生計者として申請する場合	<p>上のⅠ～Ⅲに掲げる書類に加えて、次の①及び②の書類が必要となります。</p> <p>①次のうちいずれか1点(世帯全員のもの) -「健康保険被保険者証」の写 -「資格確認書」の写 -マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの</p> <p>②「住民票」(写不可)(世帯全員のもので、世帯主の省略のないもの。マイナンバーの記載がないもの)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>独立生計者として申請するには、<u>令和7年10月1日現在において</u>次のア～ウのいずれにも該当していることが条件となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 父母等の扶養親族でない者 イ. 父母等と別居している者 ウ. 本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり(以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者)、 その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者 <ul style="list-style-type: none"> (1)前年1月1日以前から令和7年10月1日時点において継続して勤務している場合: ⇒前年の給与収入が150万円以上ある。 (2)前年1月2日以降に就職・転職し令和7年10月1日時点において勤務している場合: ⇒「直近3ヶ月の給与支払金額 ÷ 3 × 12 年間賞与額」が150万円以上ある。 (3)自営業・農業等の場合:確定申告書等で年間150万円以上の所得がある。 ※令和7年9月30日までに退職し、令和7年10月1日時点で勤務していない場合は、無職扱いとなり </div>

申請必要書類一覧②（前期申請あり）

◎ 令和7年10月1日現在の家庭状況について

A 全員が提出する書類

証明書等	備考
申請情報(大学提出用)	必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
授業料免除・徴収猶予提出書類確認票(大学提出用)	必要書類を確認し、提出時は一番上にして提出すること。必ず「学生用」と「大学提出用」の両方をプリントアウトし、「学生用」は本人が保管すること。
状況確認票(様式1)	前期分授業料免除等の申請状況をチェックすること。前期申請者は、前期(4月1日時点)と後期(10月1日時点)の、家庭状況の変更の有無についてもチェックすること。 ※申請要項最終ページに様式あり。
※前期にコロナウイルスの影響で減収したと申告したもの(給与) ①給与支払(見込)証明書(証明書1) ②失業した場合「雇用保険受給資格者証」の写(表・裏の両面)…「非自発的失業(離職理由コード:1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34))」に該当しない場合、対象となりません。	勤務先、ハローワークで発行
※前期にコロナウイルスの影響で減収したと申告したもの(所得) ①収支内訳(見込)申告書(証明書2) ②廃業した場合 ・「廃業等届出書」の写(税務署受付印のあるもの) または「廃業届出済証明書」の写 ・破産手続開始決定の通知書(民事再生法等の法的申し立てを行っていることが確認できるもの)	①事業主に作成を依頼。 ②税務署又は市区町村役場へ提出した控の写。

B 令和7年10月1日現在から変更がなくとも提出する書類

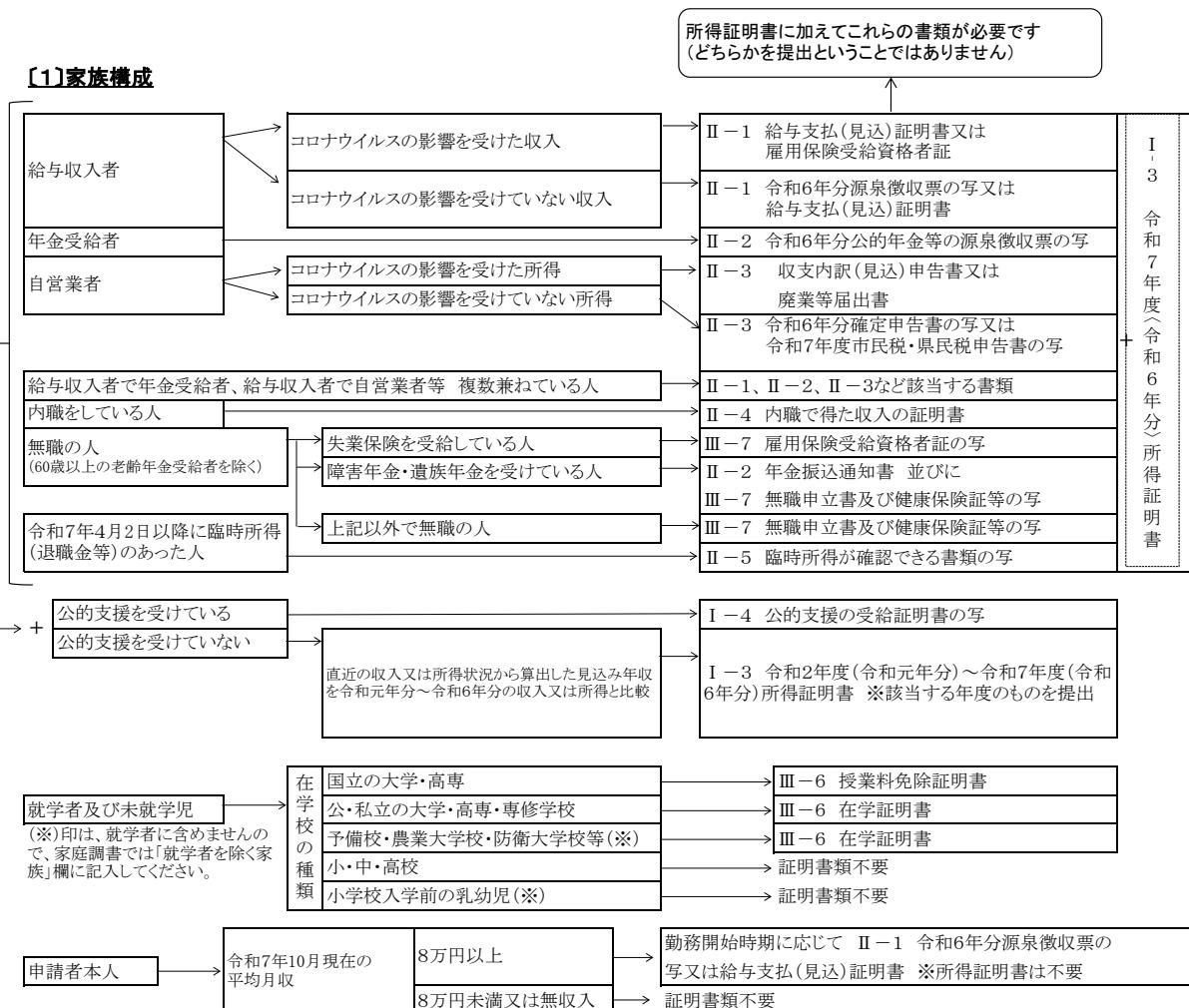
区分	対象	証明書等
無職の人	1. 引き続き失業保険受給者	「雇用保険受給資格者証」の写(表・裏の両面) 【提出書類見本】の⑦
	2. 引き続き無職の人で 「失業保険受給者」 「60歳以上の老齢年金受給者」 「農業従事、自営業手伝い」の いずれにも該当しない人	「無職申立書」(証明書4)及び 次のうちいずれか1点 ①「健康保険被保険者証」の写 ②「資格確認書」の写 ③マイナポータルより健康保険証情報を印刷したもの ※「健康保険被保険者証」、「資格確認書」を提出する場合は、有効期限(令和7年10月1日現在で有効であること)を確認すること。
長期療養者	3. 引き続き長期療養者にかかる医療費を支払っている世帯	その治療にかかる直近月の医療費の「領収書」の写 ※診断書不要。 ※定期的に負担している医療費が対象となります。

C 令和7年10月1日現在から変更がある場合に提出する書類

区分	対象	証明書等	発行所、備考
変所 更得 が関 あ係 るで	4. 就職・転職したもの	「給与支払(見込)証明書」(証明書1) ※本学指定様式(証明書1)を使用すること。	勤務先から証明を受けたもの
	5. 無職となったもの	B「2 引き続き無職の人がいる場合」を参照	
	6. 年金の給付が始まつたもの	「年金証書」の写 【提出書類見本】の⑤	日本年金機構、共済組合等
以令 降和 の7 臨年 時4 所月 得2 日	7. 退職金		
	8. その他 (資産譲渡、満期保険金等)	「金額・支払日が記載されている書類」の写 (支払った経費の額が確認できる書類の写しも添付すること。)	勤務先 ※支払日が記載されているかを確認 ※支払日が記載されていない場合は「通帳の写」を提出すること。
その他	家庭状況に変更がある場合	「申請必要書類一覧①(前期申請なし)」を参照の上、該当する書類を提出すること。	

申請必要書類チェックリスト

申請必要書類一覧に掲げる書類のうち、必要な書類を確認するためのチェックリストです。
複数項目に該当する場合は、該当する項目の必要書類(マイナンバーが記載されていないもの)をすべて提出してください。



新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

制度名	主な実施機関	備考
・持続化給付金	経済産業省	事業主の方向け
・新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 ・生活衛生改善貸付(新型コロナウイルス対策衛経) ・新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
・危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
・セーフティネット保証 4号 ・セーフティネット保証 5号 ・危機連絡保証	信用保証協会	事業主の方向け
・小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
・小学校休業等対応支援金(委託を受ける個人向け)	都道府県労働局	
・緊急小口資金 ・総合支援資金(生活費)	社会福祉協議会	
・厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
・国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※ 新潟大学では、上表の制度内容についてはお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

※ 上記は例示であり、その他の制度についても、以下の条件を全て満たす場合に公的支援として認められます。

- (1)国、地方公共団体又はその他の公的機関（独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれに類するもの）が実施しているもの。
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。
- (3)当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

【提出書類見本】

※各市区町村、勤務先により様式が異なります。

①住民税非課税・課税の有無がわかる令和7年度(令和6年分)所得証明書

年(年度)の間違いに注意してください。

令和6年1月1日から12月31日までの収入・所得金額が証明されているものが必要です。

②令和6年分給与所得の源泉徴収票

令和6年分 紙与所徳の源島徵収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は居 所											(受給者番号) (フリガナ)	
													(役職名)
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額				所得控除の額の合計額		源泉 徴 収 税 額			
給料・賞与		4,030,538											
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		扶養親族の数 (配偶者を除く)				内人		内人			
有無	既籍	内人	内人	内人	内人	内人	内人	内人	内人	内人	内人		
(摘要)													
旧長期損害保険料の金額													
卒業年 度	乙 標	本人が障害者 の有無		就学 年 度		就学 年 度		就学 年 度		就学 年 度		就学 年 度	
		中 途 就 · 退 職	受 給 者	生 年 月 日									
		就職	退職	年	月	日	月	大	昭	平	年	月	日
名 又 (主 称)		(電話)											

令和6年1月2日以降に就職した場合は「給与支払(見込)証明書」が必要です。

③令和6年分公的年金等の源泉徴収票(老齢年金)

「老齢年金」を受給している場合に必要
※受給開始が令和6年以降の場合は「⑤年金証書」が必要

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	6 住所又は居所		
	氏名		
種別	支払金額	源泉徴収税額	
年金	****459,396	*****0	
扶養親族等申告書の提出有無	本 人	控除対象配偶者の有無等	
	その他	有	無
	障害者	老人控除対象配偶者の有無	有 無
	障害者		
	*		
扶養親族の数	障害者の数(本人以外)		
特定老人	その他の特	別	その他の
人	人	人	人
支払を受ける者の年金の種別	支払を受ける者の生年月日		
老齢基礎	昭和 年 月 日		
(摘要) 介護保険料額	円		
長寿医療保険料額	円		

支払者
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課長

④年金振込通知書(遺族・障害年金)

年金振込通知書	7号
令和 6年 6月 3日	
令和 6年 6月から令和 6年 4月までの各回数月に お支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に 振込みを行なうこととしましたので、お知らせします。	
○年金の種類 厚生年金 遺族厚生 年金	
○年金証書の基礎年金番号・年金コード	
○年会員登録者氏名	
○振込先	
○「年金支払額」及び「年金から特 する保険料(税)額」等の金額	
年金支払額	154,233 円
介護保険料額	***** 円
社会保険料の金額	***** 円
所得税額	***** 円
個人住民税額	***** 円
控除後振込額	***** 円

「遺族年金」「障害年金」を受給している場合に必要
※受給開始が令和6年以降の場合には「⑤年金証書」が必要

厚生労働省
官署支出身 厚生労働省年金局事業企画課長

⑤年金証書(令和6年以降に受給が始まった老齢・遺族・障害年金)

国民年金・厚生年金保険年金証書
年金の種類 障害 厚生年金番号
支給権者の氏名
受給権者の生年月日 6 昭和 年 月 日 支給権を得取した年月 令和 6年 4月
上記のとおり、国民年金法による年金給付・厚生年金保険による 保険給付を行うことといたしましたことを証します。 令和 6年 6月 10日
厚生労働大臣

厚生年金保険 年金決定通知書			
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 基本年金保険法 第 30 条の4			
年 月			
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 基本年金保険法 第 30 条の4			
年 月			
被保険者の種別	支給開始年月日及び 年月日		
平成15年3月までの 1歳 平成15年4月までの 1歳 平成15年1月までの基礎 3歳 平成15年4月までの基礎 1歳 昭和61年3月までの 3歳 平成3年3月までの 3歳 昭和61年3月までの基础 3歳 平成3年3月までの基础 3歳	平成15年3月までの 1歳 平成15年4月までの 1歳 平成15年1月までの基礎 3歳 平成15年4月までの基礎 1歳 昭和61年3月までの 3歳 平成3年3月までの 3歳 昭和61年3月までの基础 3歳 平成3年3月までの基础 3歳		

厚生年金保険年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 基本年金保険法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 基本年金保険法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
国民年金の保険料納付期間等 納付 第1号・第3号の保険料納付期間等 内 全額免除 月 4分の3免除 半額免除 月 4分の1免除 賦 付 か 第2号の保険料納付期間等 厚生年金保険 共済組合	0 69 0 0 0 0 0 0	

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

国民年金 年金決定通知書		
支給開始年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		
支給停止年月 基本額(円) 加算額(円) 国民年金法 第 30 条の4		
年 月		

令和6年以降に
「老齢年金」
「遺族年金」
「障害年金」
の受給が始まった場合に必要

⑧令和6年分確定申告書(第一表・第二表両面)

**営業・農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を
授業料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」
の収入欄に入力してください。**

⑨令和7年度市民税・県民税申告書(表・裏両面)

年度分 市県民税申告書																																			
受付印		現住所	某番又は職業																																
1月1日 現在住所					電話番号																														
フリガナ					-																														
氏名		生年月日			世帯主の名																														
郵送コード					姓 明・大・昭・平																														
市長様					世帯主との親類																														
印																																			
個人コード																																			
表面																																			
1 前年度に課税対象となる収入がなかった場合																																			
2. 誰かの扶養となっていた場合 氏																																			
3. 本欄記入のもの以外のものに於ける 重複年生、複数年生、夫婦年生等																																			
4. その他の																																			
4 所得から差し引かれる金額に関する事項																																			
事業の医療 税率年月日 採用を受けた資産の相場																																			
④被扶養控除 増加金額 事業の医療に係る被扶養者に係る支給金額																																			
支払った医療費 保険料などで支拂はれた金額																																			
医療費控除 円 円																																			
<table border="1"> <tr> <td>医療費の算定</td> <td>又は保険料</td> <td>所得の額</td> <td>支拂済金</td> </tr> <tr> <td>被扶養控除</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>被扶養控除</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>被扶養控除</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>						医療費の算定	又は保険料	所得の額	支拂済金	被扶養控除	円	円	円	被扶養控除	円	円	円	被扶養控除	円	円	円	合計	円	円	円										
医療費の算定	又は保険料	所得の額	支拂済金																																
被扶養控除	円	円	円																																
被扶養控除	円	円	円																																
被扶養控除	円	円	円																																
合計	円	円	円																																
⑤生年の保険料控除 一般の保険料の計算 個人年保険料の計算																																			
⑥専門保険料控除 円																																			
⑦専門保険料控除 超額保険料控除 旧定期精算保険料の計算																																			
⑧扶養控除 (高齢) 年齢 (口) (学年) (学年) (口) (学年) (学年)																																			
⑨扶養控除 氏名 特別障害、精神障害																																			
扶養控除 氏名 特別障害、精神障害																																			
⑩扶養控除 配偶者の氏名 生年月日 明・大・昭・平																																			
扶養控除 配偶者の氏名 生年月日 明・大・昭・平																																			
<table border="1"> <tr> <td>氏名</td> <td>生年月日</td> <td>統括</td> <td>医療</td> <td>障害</td> <td>定期保険</td> </tr> <tr> <td>扶助</td> <td></td> <td>明細</td> <td>特障</td> <td></td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>被扶助</td> <td></td> <td>明細</td> <td>特障</td> <td></td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>扶助</td> <td></td> <td>明細</td> <td>特障</td> <td></td> <td>万円</td> </tr> <tr> <td>扶助</td> <td></td> <td>明細</td> <td>特障</td> <td></td> <td>万円</td> </tr> </table>						氏名	生年月日	統括	医療	障害	定期保険	扶助		明細	特障		万円	被扶助		明細	特障		万円	扶助		明細	特障		万円	扶助		明細	特障		万円
氏名	生年月日	統括	医療	障害	定期保険																														
扶助		明細	特障		万円																														
被扶助		明細	特障		万円																														
扶助		明細	特障		万円																														
扶助		明細	特障		万円																														
扶助の扶養控除がある場合は、裏面 変更控除額の合計 万円に記入してください。																																			
6 税額と所定及び他の年金等を考慮する所以の市町税・県民税の算出方法																																			
□ 税額から差引ける (特別控除) □ 全ての扶助 (経常控除)																																			
申告書受付 申告書受付 入力 住民税入力																																			

営業・農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を授業料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」の収入欄に入力してください。

8 基本・不動産所持に関する事項									
月 日	給付額	月 収	所持の種類	所持の生ずる場所	収入金額	必要経費	前半申請額		
1	円	円			円	円	円		
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合 年 収									
合 计									
郵便番号									
勤務先名									
電話番号									
11 総合課題・一般所得の所得金額に関する事項									
	取 入 金 額	必 要 経 費	禁 制 金 額	特 別 捨 除 額	南 街 金 収				
	円	円	円	円	円				
総合額	西 部								
	東 部								
	長 間								
	一 時								
右の(1)の金額を改めてから、中の金額を表記の間に、小さな金額を表記の間に記入してください。 右の(2)の金額を改めてから、中の金額を表記の間に記入してください。					合計イナ [(ヨコ)×(スラ)]				
12 基本導従者に関する事項									
氏 名	誕生日	生年月日	年 齢	要 級	専従者給与(直近)額	専従者減額	南 街 金 収		
					円	円	円		
13 寄附金に関する事項									
都道府県	市 区 司 村 分	寄附金額							
		円							
団体の寄附金額									
都道府県									
条例指定分									
市区町村									
支那寄附、支那銀行分、(付)寄附の支那合併、日本支那分)									

農業・不動産等は、「所得金額」欄の金額を
料免除システム「就学者を除く家族の勤務状況」
入欄に入力してください。

【参考資料1】家計基準

家計基準の適格者とは、**家族の総所得金額が収入基準額以下である者**をいいます。
(ただし、免除枠に上限があるため、免除適格者が必ずしも収入基準額どおりの免除になるとは限りません。)

○ 総所得金額計算手順

総所得金額=総収入金額-必要経費(下記ア)-特別控除額(下記イ)

※下記計算方法の具体例参照

ア 給与所得の必要経費(給与には、年金等を含む。)

収入金額	1,040千円以下	1,040千円超～2,000千円	2,000千円超～6,530千円	6,530千円超
控除額	収入金額と同額	収入金額×0.2+830千円	収入金額×0.3+620千円	2,580千円

イ 特別控除額

就学者控除(兄弟等)	国公立大学	私立大学	私立専修	国公立高専	国公立高校	私立高校	中学校	小学校
自宅通学	590千円	1,010千円	720千円	360千円	280千円	410千円		
自宅外通学	1,020千円	1,440千円	1,120千円	550千円	470千円	600千円	160千円	80千円

国立学校在学者で前年度授業料免除を受けた場合の控除額は上表よりも小さくなります。

本人を対象とする控除	自宅通学 280千円	自宅外通学 720千円
父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき380千円(その所得が380千円未満の場合はその所得金額)ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
母子・父子世帯	490千円(18歳以上の兄弟(就学者を除く)がいる場合等は控除の対象としません。)	
障害者のいる世帯	860千円(障害者1人につき)	
長期療養費、単身赴任経費、災害費は、特別に支出していると大学が認定した金額		

○ 収入基準額(授業料半額免除及び徴収猶予)

(カッコ内は全額免除収入基準額)

世帯数	学部別科	大学院修士課程 専門職学位課程	大学院博士課程
1人世帯	1,670(880)千円以下	1,820(960)千円以下	2,540(1,320)千円以下
2人世帯	2,660(1,400)千円以下	2,900(1,520)千円以下	4,040(2,120)千円以下
3人世帯	3,060(1,620)千円以下	3,340(1,770)千円以下	4,670(2,450)千円以下
4人世帯	3,340(1,750)千円以下	3,640(1,920)千円以下	5,070(2,660)千円以下
5人世帯	3,600(1,890)千円以下	3,930(2,080)千円以下	5,480(2,880)千円以下
6人世帯	3,780(1,990)千円以下	4,120(2,170)千円以下	5,740(3,020)千円以下
7人世帯	3,950(2,070)千円以下	4,320(2,260)千円以下	6,020(3,150)千円以下
8人以上は、1人増す毎に7人の収入基準額に右の金額を加算する。	170(80)千円	200(90)千円	280(130)千円

○モデルケース(適格者収入)

- ①学部生・自宅通学の場合 ②学部生・自宅外通学の場合
- ③院修士・自宅通学の場合 ④院修士・自宅外通学の場合

ア. 2人世帯(本人・母)で、母が会社員の場合、家計基準の適格者となるのは母の給与収入が次の額以下の場合
 ①5,785千円以下 ②6,414千円以下
 ③6,128千円以下 ④6,690千円以下 (金額は「収入」)

イ. 4人世帯(本人・父・母・妹)で、父が会社員、母が無職、妹が公立高校生(自宅通学)の場合、家計基準の適格者となるのは父の給与収入が次の額以下の場合
 ①6,457千円以下 ②6,920千円以下
 ③6,780千円以下 ④7,220千円以下 (金額は「収入」)

ウ. 5人世帯(本人・父・母・祖父・祖母)で、父が自営業、母が無職、祖父母は年金受給者(年収100万円以下)の場合、家計基準の適格者となるのは父の営業所得が次の額以下の場合
 ①3,880千円以下 ②4,320千円以下
 ③4,210千円以下 ④4,650千円以下 (金額は「所得」)

○計算方法の具体例(5人世帯)

本人…学部生、自宅外通学
 父 …自営業所得3,000千円、年金収入1,500千円
 母 …自営業専従者給与収入960千円

兄 …会社員給与収入2,000千円
 弟 …公立高校生、自宅通学

すべて千円単位で計算します。

ア 総収入金額 $3,000 + 1,500 + 960 + 2,000 = 7,460$ 千円

イ 給与所得の必要経費 $\triangle 3,320$ 千円

〔 父 $1,500 \times 0.2 + 830 = 1,130$ 千円 母 960 千円
 兄 $2,000 \times 0.2 + 830 = 1,230$ 千円]

ウ 特別控除額 $\triangle 1,380$ 千円

〔 弟 就学者控除280千円 兄 所得控除380千円
 本人 自宅外通学720千円]

エ 総所得金額 $7,460 - 3,320 - 1,380 = 2,760$ 千円

半額免除収入基準額3,600千円→家計基準適格

全額免除収入基準額1,890千円→家計基準不適格

【申請情報入力の流れ】

※「申請情報入力要領」も熟読した上で入力を開始してください。

概要

1. エントリー期間にエントリーを行います。(操作説明1.を参照)
2. 必要書類を揃えます。
3. 入力期間に申請情報登録を行います。(操作説明2.を参照)
4. 入力期間に申請情報確認及び提出用帳票出力を行います。(操作説明3.を参照)

※以降のイメージ画像内の「出願」は「申請」に読み替えてください。

操作説明

1. エントリー期間にエントリーを行います。(エントリー期間:令和7年9月1日(月)～9月15日(月・祝))

(1)学務情報システムにログインします。

新潟大学 学務情報システム

お知らせ

学務情報システム利用者のみなさま
学外からログインするためには、多要素（パスワード、認証コード）による認証が必要です。
【操作手順（マニュアル）】
・学務情報システムログイン後の【HOME画面】左部のリンク（「システム利用」>「学外からのログイン方法」）に掲載している手順書、または以下のURLを参照してください。
<https://www.iess.niigata-u.ac.jp/first-step.html>
「・学外から学務情報システムにログインする方法」
>「事前設定及びログイン方法」
>スマートフォンによる多要素認証方法
the Student > How to log in...
「ユーザー名」「パスワード」を入力
a smartphone or tablet.

ID: [Redacted] ※小文字で入力してください。
Password: [Redacted] ※パスワード変更はごちら
ログイン English スマホ版

(2)メニューより「各種情報」→「免除」→「エントリー入力」を選択します。

(エントリー入力できない場合は、「※エントリー入力時のエラー画面」が表示されます。)

各種情報

免除

エントリー入力

出願情報登録

出願情報参照

免除結果参照

(3)「エントリー」をクリックします。

エントリー入力／エントリー入力

授業料免除・微収額予の出願をする学生は、下記の「エントリー」ボタンを押してください。

エントリー

(4)エントリー完了時に下記画面が表示されます。

エントリー入力／エントリー結果

エントリーが完了しました。

※エントリーの辞退を行う場合(エントリー期間内のみ)

エントリー後に操作説明 1-(1) ~ 1-(2)を行うと、下記画面が表示されます。

エントリーを辞退する場合は、「辞退」をクリックしてください。

エントリー入力／エントリー辞退

エントリー済みです。

授業料免除・微収額予の出願を辞退する学生は、下記の「辞退」ボタンを押してください。
エントリー締切後は、「辞退」はできません。エントリー締切後、「辞退」を希望する者は、学生支援課窓口へ申し出てください。

辞退

※エントリー入力時のエラー画面

エントリー入力できない場合は、下記エラー画面が表示されます。



エントリー期間外の場合



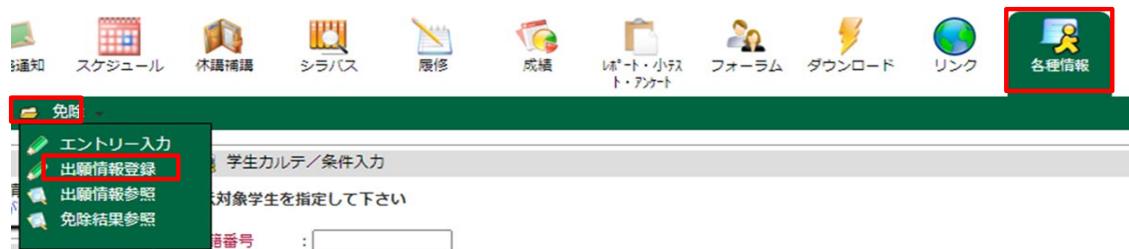
国費留学生、または政府派遣留学生の場合

2. 入力期間に申請情報登録を行います。(入力期間:令和7年10月1日(水)~10月10日(金))

(1)学務情報システムにログインします。

(2)メニューより「各種情報」→「免除」→「申請情報登録」を選択します。

(申請情報登録できない場合は、「※申請情報登録時のエラー画面」が表示されます。)



(3)制度の概要を確認後、「確認しました」にチェックして「同意する」をクリックします。

(年度／時期毎に初めて申請情報を登録する際に表示されます。一度同意すると、次回からは当画面は表示されません。)



・制度の概要及び基準については、[こちら](#)の資料をご覧ください。

「こちら」をクリックすると、制度の概要についての資料が表示されます。

「制度の概要」については資料を確認しましたか？
確認した方はチェックボックスにチェックを入れて「同意する」のボタンをクリックしてください。

確認しました

(4) 申請情報登録画面が表示されますので、該当する項目について入力または選択して、「登録」

をクリックします。

※ 画面上部にタイムアウトまでの時間が表示されます。タイムアウトするまでに、「登録」

または「一時保存」(入力期間のみ表示)をクリックし、入力内容を保存してください。

(入力内容のチェックがありますので、早めに保存してください。)

「申請情報入力要領」を参照の上、入力してください。

出願情報登録／出願情報登録

在籍番号	申請者氏名	学生 太郎	旧在籍番号
所属	農学部農業生産化学科		
入学（編入）年月	2014年04月	留学生	タイムアウトまでの時間が表示されます。

授業料免除の出願を行います。

出願情報を入力後、「登録」ボタンを押してください。出願情報を保存する場合は、「一時保存」ボタンを押してください。※は必須入力項目です。

タイムアウトまで、あと約 **30** 分です。タイムアウトするまでに「一時保存」ボタンを押してください。

●連絡先情報

郵便番号 950-0000
本人住所 新潟市西区NNNNNNN9-99
携帯電話番号 9999999999
自宅電話番号 9999999999

①連絡先情報を入力します。
～「申請情報入力要領」のII-1を参照～

- 「郵便番号」を半角数字ハイフンで入力してください。
- 「本人住所」は半角カナで入力しないでください。
- 「携帯電話番号」「自宅電話番号」は半角数字ハイフンで入力してください。

※申請情報の内容を確認するため、大学から連絡することがあります。

●出願対象

出願区分 ※ 免除 徴収猶予
出願理由 ※

②申請対象を入力します。

・「申請区分」は、「免除」「徴収猶予」の**いずれか一つを選択**し、チェックを付けてください。
・「申請理由」は、すべて全角で入力してください。
※ 100字未満はエラーとなります。

●通学区分

通学区分 自宅 自宅外

●現在の給与収入

現在の給与収入 平均月収が8万円以上 平均月収が8万円未満または収入なし

●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 ※受付会場で「給付型奨学金の決定通知書(写)」
奨学金名(団体名)
給与始期 年 月分から
給与額 千円 年額 千円

③本人就学状況に関する項目を入力します。
～「申請情報入力要領」のII-1を参照～

・該当する項目にチェックし、該当する事項を入力してください。
・「奨学金名」は全角で入力してください。
※「返還を要しない給付型奨学金」を入力する項目となりますので、
奨学金の内容が給付型であるかを確認してください。
・「給与額」は半角数字で入力してください。

●独立生計

独立生計者でない 独立生計者である
*以下①～③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。
①学生本人または配偶者に年間150万円以上の収入がある
②父母等の扶養家族でない
③父母等と別居している

●留学生

区分：
学資負担者が日本にいますか？ はい いいえ
「経済生活状況申告書」の年間収入額 千円
「経済生活状況申告書」の年間支出額 千円

④「学資負担者」を入力します。
～「申請情報入力要領」のII-2を参照～

・「電話番号」「郵便番号」は半角数字ハイフンで入力してください。
・「住所」は半角カナは入力しないでください。
・「確認」欄は**必ず学資負担者に了解を得た上で「はい」を選択**してください。

●就学者を除く家族

続柄	氏名	年齢	所得状況
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="radio"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし
指示なし	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし

⑤「就学者を除く家族」を入力します。
～「申請情報入力要領」のII-3を参照～

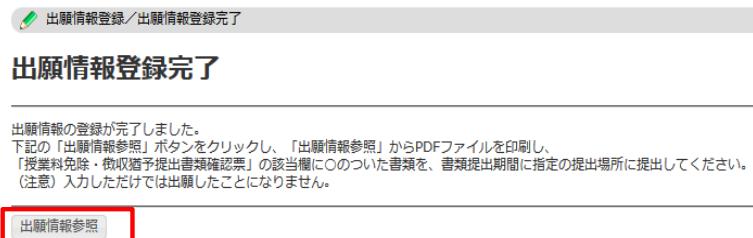
・同居別居を問わず申請者と生計を一にするもの全員(就学者は除く)を入力してください。
・年齢は半角数字で入力してください。
※年齢等に未入力があるとエラーとなります。

(6) 登録完了時に下記画面が表示されます。

続けて提出書類用のファイル出力を行う場合は、「申請情報参照」をクリックします。

(操作説明3-(3)に進んでください。)

※入力期間内であれば、登録した後も修正が可能です。



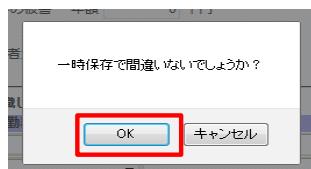
※「一時保存」クリック時

「一時保存」の状態は出願したことになりませんので、**入力期間内に必ず「登録」してください。**
入力期間内に「登録」していないものは受け付けません。また、「登録」後に「一時保存」すると、
「登録」が取り消されます。その場合は、もう一度「登録」してください。

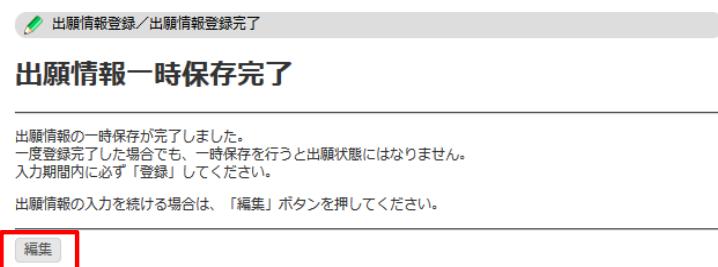
i. 登録確認メッセージが表示されますので、「OK」をクリックします。

登録内容に不備がある場合は保存されずに(4)の画面に戻りエラー内容が表示されます。

修正を行い、再度一時保存を行ってください。



ii. 一時保存完了時は以下のメッセージが表示されます。再度、申請情報登録画面を表示する場合は、「編集」をクリックします。



iii. 一時保存されている場合は、申請情報登録画面の上下にメッセージが表示されます。

The screenshot shows a registration form with the following fields:

- 在籍番号 (Student ID): 指示なし (Not specified)
- 由詮者氏名 (Name of Person in Charge): 省略 (Omitted)
- 旧在籍番号 (Old Student ID): 千円 (Senren)
- 指示なし (Not specified)

Below the form, a red message says "一時保存の状態です。" (Temporary save status). At the bottom, there are two buttons: "一時保存" (Temporary Save) and "登録" (Register).

*申請情報登録時のエラー画面

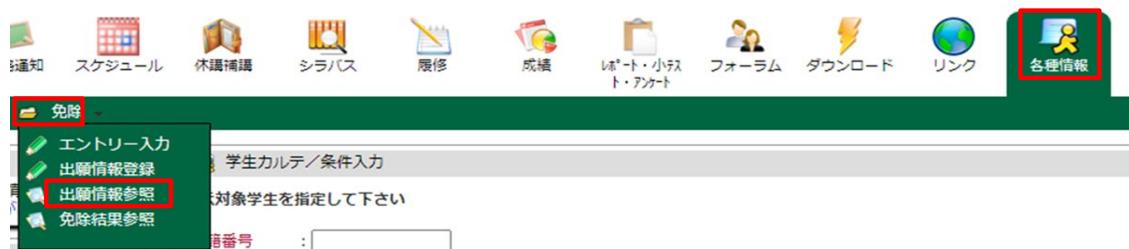
申請情報登録できない場合は、下記エラー画面が表示されます。



3. 入力期間に申請情報確認及び提出用帳票出力を行います。

(1) 学務情報システムにログインします。

(2) メニューより「各種情報」→「免除」→「申請情報参照」を選択します。



(3) 申請情報が表示されますので、内容を確認し「帳票」をクリックします。

出願情報参照／出願情報参照			
在籍番号	GEN001	申請者氏名	学生 太郎
所属	人文学部		
入学（編入）年月	2015年04月	留学生	学年 1年
2016年度、前期の授業料免除出願情報です。入力期間、修正期間外は、編集できません。 出願情報を印刷する場合は、「帳票」ボタンを押してください。出願情報を編集する場合は、「編集」ボタンを押してください。			
●連絡先情報 郵便番号 本人住所 携帯電話番号 自宅電話番号			
●出願対象 出願区分 免除 出願理由 出願理由(100字以上300字以内)			
●通学区分 通学区分 自宅			
●現在の給与収入 現在の給与収入 平均月収が8万円未満または収入なし			
●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 奨学会名(団体名) 給与始期 年 月分から 給与額 給与月額 千円 給与年額 千円			
●独立生計 独立生計者でない 現在の給与収入 ※以下①～③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。 ①学生本人または配偶者が年間150万円以上の収入がある ②父母等の扶養家族でない ③父母等と別居している			
●留学生 留学生 区分： 学費負担者が日本にいますか？ いいえ 「経済生活状況申告書」の年間収入額 0千円 「経済生活状況申告書」の年間支出額 0千円			
●学費負担者 氏名 学生 一郎 電話番号 999-999-9999 住所 〒 999-9999 新潟市西区 確認 今回の出願は学費負担者も了解されていますか？ はい			
●就学者を除く家族 続柄 氏名 年齢 所得状況			
●本人以外の就学者 続柄 氏名 年齢 学校情報 学年 通学区分 前年度免除			
●家族構成の補足（該当者のみ） 世帯員数 就学者を除く家族 0人 本人以外の就学者 0人 生活保護世帯 生活保護世帯でない 住民税非課税世帯 住民税非課税世帯でない 母子又は父子世帯 が年月に			
障害のある世帯 続柄 1 障害の種類1 続柄 2 障害の種類2 続柄 3 障害の種類3 続柄 4 障害の種類4			
長期療養のある世帯 続柄 1 長期療養の始期/年間療養費1 年 月 (年額) 千円 続柄 2 長期療養の始期/年間療養費2 年 月 (年額) 千円 続柄 3 長期療養の始期/年間療養費3 年 月 (年額) 千円 続柄 4 長期療養の始期/年間療養費4 年 月 (年額) 千円			
主たる家計支持者 別居の世帯 続柄 主たる家計支持者 別居のためにかかる光熱水料、住居費 災害費 学資負担者死亡			
災害費 災害なし 年額 0千円 基準日前6ヶ月（今期入学者にあっては入学前1年間）に主たる家計支持者が死亡しましたか？ いいえ ※基準日：前期4月1日、後期10月1日			
●就学者を除く家族の勤務状況 続柄 収入・所得区分 勤務または受給開始年月 勤務状況 勤務先/年金名 収入/所得			
<input type="button" value="帳票"/> <input type="button" value="編集"/> 「帳票」をクリックし、提出書類を出力します。			

(4) 確認メッセージが表示されますので、「OK」をクリックします。



(5) 提出書類として必要な帳票がPDFファイルで出力されます。出力されたPDFファイルを印刷します。

受付	審査1	審査2

学部・研究科名	学年	在籍番号	氏名
人文学部	1年	GEN001	学生 太郎

授業料免除・徴収猶予提出書類確認票

No	事項	該当欄	No	事項	該当欄
1	出願情報	<input type="radio"/>	20	直近月の住居費・光熱水料の領収書の写	
2	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書（平成28年分）写不可」 又は 「所得証明書（平成28年分）写不可」及び「住民税非課税・課税証明書（平成28年分）写不可」		21	死亡診断書の写	
3	平成28年分「給与所得の源泉徴収票」の写		22	死亡保険金支払額及び支払日が確認できる書類の写	
4	給与支払（見込）証明書		23	罹災証明書・罹災額が確認できる書類の写	
5	収支内訳（見込）証明書		24	授業料免除証明書	
6	年金関係収入書類の写 （「公的年金の源泉徴収票」※「遺族年金」または「障害者年金」を受給している場合は「年金振込通知書」「年金支払通知書」※「恩給」等を受給している場合は「年金恩給等支払通知書の写し」等）	<input type="radio"/> のみ立生計者	25	在学証明書 写不可	
7	年金関係収入書類の写「年金証書」		26	保護決定（変更）通知書の写	
8	平成28年分確定申告書（第一表・第二表）の写 (額渡所得等がある場合は、「第三表」「第四表」「計算明細書」が必要になる場合あり) 又は 平成29年度市町村民税・都道府県民税申告書の両面の写	<input type="radio"/> 留学生のみ	27	経済生活状況申告書 (日本人学生用)	<input type="radio"/>
9	内職の証明書・申立書		住民票 写不可		<input type="radio"/>
10	退職金支払額及び支払日が確認できる書類の写		健康保険被保険者証の写 (世帯全員のもの)		<input type="radio"/>
11	臨時所得支払額及び支払日が確認できる書類の写		経済生活状況申告書 (私費外国人留学生用)		
12	雇用保険受給資格者証明書の写		奨学金決定通知書の写		
13	傷病手当金通知書の写		健康保険被保険者証の写 (世帯全員のもの)		
14	無職申立書及び健康保険証の写	<input type="radio"/>	預金通帳の写		
15	児童扶養手当証書の写				
16	母子・父子家庭証明書 又は 戸籍全部事項証明書				
17	障害者手帳の写				
18	診断書 写不可				
19	直近月の医療費の領収書の写				

【選考結果参照】

選考結果は学務情報システムで通知しています。
選考結果参照期間に以下の手順で参照してください。

- (1) 学務情報システムにログインします。
- (2) メニューより「各種情報」→「学生カルテ」→「免除情報」を選択します。
- (3) 選考結果が表示されます。

The screenshot shows the university's student information system interface. At the top, there is a navigation bar with various icons and links: HOME, 連絡通知, スケジュール, 休講補講, シラバス, 履修, 成績, レポート・小テスト・アンケート, フォーラム, ダウンロード, リンク, and 各種情報 (highlighted with a red box). Below the navigation bar, there is a sub-navigation menu with '学生カルテ' (highlighted with a red box) and '免除' (highlighted with a red box). The main content area has a title '新着情報' and a sub-section titled '学生カルテ／条件入力'. A large callout box highlights the '免除情報' section, which contains a table with columns: 免除対象, 年度, 学期, 免除区分, and 徵収猶予. An entry for '授業料' shows '2016年度', '前期', '全額免除', and '-'.

免除対象	年度	学期	免除区分	徴収猶予
授業料	2016年度	前期	全額免除	-

選考結果は「学生カルテ」から確認してください。

【申請情報入力要領】

I 入力全般についての注意事項

- 申請情報は選考上大切な資料のため、以下の注意事項を熟読して、後期にあたっては令和7年10月1日現在の状況を入力してください。
- 入力すべきことが入力されていない場合など不備なものは、選考から除外します。また、許可後、入力内容が事実と相違していることが判明した場合は、許可後であってもその許可を取り消すことがあるので、正確に入力してください。

II 申請情報登録

- エントリー期間にエントリーしていない場合は、入力できません。
- 入力期間外は入力できません。

※以降のイメージ画像内の「出願」は「申請」に読み替えてください。

1. 『本人就学状況』

ア ●連絡先情報
郵便番号 950-0000
本人住所 新潟市西区NNNNNNN9-99
携帯電話番号 9999999999
自宅電話番号 9999999999

イ ●出願対象
出願区分 ※ 免除 領収猶予
出願理由 ※

ウ ●通学区分
通学区分 自宅 自宅外

エ ●現在の給与収入
現在の給与収入 平均月収が8万円以上 平均月収が8万円未満または収入なし

オ ●返還を要しない(給付型)奨学金受給状況 ※受付会場で「給付型奨学金の決定通知書(写)」を提出してください。
奨学金名(団体名) _____
給与始期 _____年 _____月分から
給与額 月額 _____千円 年額 _____千円

カ ●独立生計
独立生計者でない 独立生計者である
*以下①～③の全てに該当する者は「独立生計者である」を選択してください。
①学生本人または配偶者が年間150万円以上の収入がある
②父母等の扶養家族でない
③父母等と別居している

キ ●留学生
区分：
学資負担者が日本にいますか？ はい いいえ
「経済生活状況申告書」の年間収入額 千円
「経済生活状況申告書」の年間支出額 千円

ア. 「郵便番号」「本人住所」「携帯電話番号」「自宅電話番号」

- 学務情報システムの学生カルテに登録されている情報が表示されます。

「連絡先情報」に変更がある場合は、修正してください。

※ここで修正しても学務情報システムの学生カルテは修正されません。

学生カルテの修正および所属の学務係への連絡も併せてお願いします。

イ. 「申請区分」「申請理由」

- 申請区分を選択してください。申請理由を入力してください。
- 必須入力です。申請理由は、全角100文字以上～300文字以内で入力してください。
- ※特定災害枠申請者のみ
必ず最初に【特定災害枠】と入力してから、その後に続く文章を入力してください。
- ※コロナ家計急変申請者のみ
必ず最初に【コロナ家計急変】と入力してから、その後に続く文章を入力してください。

ウ.「通学区分」

- 申請者本人の通学区分を選択してください。
- ※独立生計者及び留学生の方は、通学区分「自宅」を選択してください。

エ.「現在の給与収入」

- 申請者本人の収入状況を確認し、選択してください。

【令和7年10月現在の平均月収が8万円以上の者】

- 前年1月1日以前から継続して勤務しており、前年の給与収入の総額が96万円以上の者
※この場合は、「給与所得の源泉徴収票」の写を提出してください。
- 前年1月2日以降に就職・転職し、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が96万円以上の者
※この場合は、「給与支払(見込)証明書」(証明書1)を提出してください。

オ.「返還を要しない(給付型)奨学金受給状況」

- 給付型奨学金を受給している場合は、奨学金の名称等を入力してください。
ただし、次の奨学金は入力の対象とはなりません。

- 貸与型奨学金(日本学生支援機構第一種・第二種奨学金など)
- 日本学生支援機構 給付型奨学金
- 輝け未来！！新潟大学入学応援奨学金
- 新潟大学 学業成績優秀者奨学金
- 新潟大学 大学院博士課程奨学金
- 地方就職を条件に返還が免除となる地方創生型奨学金

- 「奨学金決定通知書の写」を提出してください。
- 複数の給付型奨学金を受給している場合は、「/」で区切って入力してください。
その場合の金額は、月額・年額共に、合算した金額を入力してください(千円未満切り捨て)。

カ.「独立生計」

令和7年10月1日現在において、以下の①～③の全てに該当する場合に、独立生計者として申請できます。

- 父母等の扶養親族でない者(保険証の写で確認します。)
- 父母等と別居している者(住民票で確認します。)
- 本人又は配偶者に年間150万円以上の収入がある者
 - 前年1月1日以前から令和7年10月1日時点において継続して勤務している場合は、
前年の給与収入が150万円以上(源泉徴収票の写で確認します。)
 - 前年1月2日以降に就職・転職し令和7年10月1日時点において勤務している場合は、
「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12+年間賞与額」が150万円以上(給与支払(見込)証明書で確認します。)

※自営業・農業等の場合、年間150万円以上の所得が必要となります。

※令和7年9月30日までに退職し、令和7年10月1日時点で勤務していない場合は、無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。

キ.「留学生」

「学資負担者が日本にいますか？」の項目

- 単身または配偶者と留学してきた場合は「いいえ」を選択してください。

「経済生活状況申告書の年間収入額／支出額」の項目

- 「証明書7 経済生活状況申告書」に記入した「年間収入額／支出額」を入力してください。

2.『学資負担者』

●学資負担者 ※「独立生計者」及び「留学生」は、出願者本人の情報を入力してください。

ア 氏名	電話番号
イ 郵便番号	住所
確認※ 今回の出願は学資負担者も了解されていますか? <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	

ア.「氏名」「電話番号」「郵便番号」「住所」

- ・学務情報システムの学生カルテに登録されている学生の保証人の情報が表示されます。

イ.「確認」

- ・必ず学資負担者に了解を得た上で「はい」を選択してください。

【留学生または独立生計者等の場合】

- ・「氏名」「電話番号」「郵便番号」「住所」の項目は、申請者本人の情報を入力してください。
- ・(主に留学生) 住所は日本国内の住所としてください。

3.『就学者を除く家族』

●就学者を除く家族 ア

続柄	氏名	年齢	イ 所得状況
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中
指示なし			<input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(有職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得あり(無職) <input type="radio"/> 前年1月～基準日に所得なし 指示なし <input type="checkbox"/> 当年1月1日時点で就学中

ア.「続柄」「氏名」「年齢」

- ・「生計を一にする家族(就学者を除く)」の情報を入力してください。

※別居独立の生計を営む兄弟姉妹、生計を一にしない別居の祖父母等別生計者の情報は 入力の対象ではありません。

【留学生または独立生計者等の場合】

- ・「就学者を除く家族」に本人の情報を入力してください。

※配偶者が就学者であり収入もある場合、「就学者を除く家族」欄と「本人以外の就学者」欄の両方に情報を入力してください。

- ・留学生については、日本在住の家族についてのみ入力してください。

※本国にいる親の情報は 入力の対象ではありません。

イ.「所得状況」

- ・該当するものを選択してください。

前年1月～基準日に所得あり(有職)	給与収入者、事業所得者等、留学生
前年1月～基準日に所得あり(無職)	無職の人で前年から基準日に収入(年金・株式等・前職の給与等)がある場合
前年1月～基準日に所得なし	無職無収入の場合 ※種別(「選択してください」の項目)も選択する必要があります。
当年1月1日時点で就学中	令和7年1月1日時点で就学者であった場合にチェックしてください。

※前年1月から基準日(前期4月1日、後期10月1日)までの間に退職したところを含めて勤務した実績がある場合は、

「6. 就学者を除く家族の勤務状況」にて勤務履歴を入力するため、「前年1月～基準日に所得あり(無職)」を選択してください。

4. 『本人以外の就学者』

●本人以外の就学者		年齢	学年	通学区分	前年度免除
ア	続柄	氏名	学校情報	<input checked="" type="radio"/> 自宅 <input type="radio"/> 自宅外	前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円
	指示なし		設置区分 指示なし 学校区分 指示なし 学校名		前期 指示なし 後期 指示なし 授業料年額 千円

ア. 「続柄」「氏名」「年齢」「学校情報」「学年」「通学区分」

- ・「本人以外の就学者」の情報を入力してください。

就学者とは、「小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院・専攻科・別科を含む。放送大学は全科履修生・特修生に限る。)、

特別支援学校、専修学校(高等課程・専門課程)」に在学する者です。**※大学院は学校区分で「大学」を選択してください。**

※上記以外の専修学校一般課程及び各種学校(予備校・職業訓練校)などに在学する者は、「就学者を除く家族」欄に入力してください。

イ. 「前年度免除」

- ・兄弟姉妹等が国立の学校(大学、高等専門学校)に在学している場合にのみ、「証明書3 授業料免除証明書」をもとに前年度の「前期」「後期」「授業料年額」を入力してください。
- ・新入生で前年度在学していない場合は、「免除なし」を選択してください。
- ・授業料年額は、前年度授業料が免除されている場合のみ、**免除前の年額(千円未満切上げ)**を入力してください。

5. 『家族構成の補足(該当者のみ)』

●家族構成の補足(該当者のみ)	
ア	世帯員数 ※ 就学者を除く家族 <input type="text"/> 人 本人以外の就学者 <input type="text"/> 人 生活保護世帯
イ	<input type="radio"/> 生活保護世帯である <input checked="" type="radio"/> 生活保護世帯でない 住民税非課税世帯 ※住民税非課税世帯：家族全員の「住民税(所得割)」が非課税であること。 <input type="radio"/> 住民税非課税世帯である <input checked="" type="radio"/> 住民税非課税世帯でない
ウ	母子又は父子世帯 指示なし <input type="checkbox"/> が <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 に <input type="radio"/> 死亡 <input type="radio"/> 生別
エ	障害者のいる世帯 続柄 障害の種類 指示なし <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 寝たきり <input type="radio"/> 原爆被爆者 指示なし <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 寝たきり <input type="radio"/> 原爆被爆者 指示なし <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 寝たきり <input type="radio"/> 原爆被爆者 指示なし <input type="radio"/> 障害者 <input type="radio"/> 寝たきり <input type="radio"/> 原爆被爆者
オ	長期療養者のいる世帯 続柄 長期療養の始期/年間療養費 指示なし <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 (年額) <input type="text"/> 千円 指示なし <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 (年額) <input type="text"/> 千円 指示なし <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 (年額) <input type="text"/> 千円 指示なし <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 (年額) <input type="text"/> 千円
カ	主たる家計支持者別居の世帯 続柄 [指示なし] 主たる家計支持者別居のためにかかる光熱水料、住居費 (電気代月額 + ガス代月額 + 水道代月額 + 居費月額) × 12 年額 <input type="text"/> 千円 災害費 <input type="radio"/> 災害なし <input type="radio"/> 地震 <input type="radio"/> 火災 <input type="radio"/> その他風水害 <input type="radio"/> 盗難等の被害 年額 <input type="text"/> 千円 学資負担者死亡 基準日前6ヶ月(今期入学者にあっては入学前1年間)に主たる家計支持者が死亡しましたか? <input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ ※基準日：前期4月1日、後期10月1日

ア. 「世帯人員」

- ・「就学者を除く家族」と「本人以外の就学者」に入力した家族の人数を入力してください。

※申請者本人は人数に含めません。

【留学生または独立生計者等の場合】

- ・単身(一人世帯)の場合は、「就学者を除く家族」0人、「本人以外の就学者」0人と入力してください。

※「3. 就学者を除く家族」には本人情報を入力する必要があります。

イ. 「生活保護世帯」「住民税非課税世帯」

- ・該当する項目にチェックしてください。

※「住民税非課税世帯」とは、世帯全員の住民税(所得割)が非課税である場合**をいいます。**

ウ. 「母子又は父子世帯」

- ・母子又は父子世帯の場合はすべて入力してください。

(例) 「令和2年1月母生別により父子家庭」の場合、「母、2020年、1月、生別」と入力してください。

エ.「障害者のいる世帯」

- ・「障害者」は身体障害者の他、「精神障害者」及び「知的障害者」を含みます。
- ・介護保険で「要介護度5」の認定を受けている場合、「寝たきり」として扱います。

オ.「長期療養者のいる世帯」

- ・「長期療養者」とは、令和7年10月1日現在において6ヶ月以上にわたる期間療養中の者又は療養を医師に必要と認められた者をいいます。年間療養費は、「基準日の直近月にかかる医療費×12カ月」で算出される金額を入力してください。ただし、毎月医療費がかからない場合(2カ月に1回診療を受ける等)は、12倍ではなく、年間にかかる医療費を入力してください。(千円未満切り上げ)

カ.「主たる生計支持者別居の世帯」

- ・「主たる家計支持者別居」とは、勤務上の都合により単身赴任をしている場合等をいいます。
該当する場合、「単身赴任等別居にかかる光熱水料費(電気、ガス、水道)及び住居費」を特別控除の対象とします。なお、会社等から光熱水料費及び住居費の補助を受けている場合は、これを差し引いた金額を控除の対象とします。控除の対象額が71万円を超える場合は、71万円を上限とします。(千円未満切り上げ)

キ.「災害費」

- ・該当する場合は、該当する項目にチェックし、災害費(千円未満切り上げ)を入力してください。

※令和7年4月2日以降に風水害等の被害にあった場合のみ対象となります。

必要書類については、学生支援課奨学支援係までご相談願います。

※《特定災害枠申請者》「地震」または「その他風水害」を選択してください。

ク.「学資負担者死亡」

- ・該当する場合は「はい」にチェックしてください。

6.『就学者を除く家族の勤務状況』

●就学者を除く家族の勤務状況 ※前年1月～基準日までの勤務状況(基準日で退職しているものは金額を0円として入力してください。)						
続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得	
指示なし ✓	指示なし <input checked="" type="checkbox"/> ア	指示なし <input checked="" type="checkbox"/> イ	指示なし <input checked="" type="checkbox"/> ウ	指示なし <input checked="" type="checkbox"/> エ	千円	オ
指示なし ✓	指示なし <input checked="" type="checkbox"/>	千円				
指示なし ✓	指示なし <input checked="" type="checkbox"/>	千円				

- ① 令和6年1月1日～令和7年10月1までの間で、自営業、専従者、農業、アルバイト、内職、単発の収入、役員手当等、収入・所得を得たものはすべて入力してください。

※入力する金額は、1つの勤務等についての「令和6年1月1日～令和7年10月1までの間に得た収入又は所得の合計金額」ではありません。令和7年10月1日時点での「令和6年1月1日以前から継続して勤務しているもの」については、令和6年1月～12月の1年間で得た収入又は所得の金額を、令和6年分源泉徴収票等により入力してください。令和7年10月1日時点での「令和6年1月2日以降に就職・転職したもの」については、直近の収入又は所得状況から算出した見込み年収の金額を、給与支払(見込)申告書等により入力してください。

- ② 所得証明書に記載のある収入や所得はすべて入力してください。

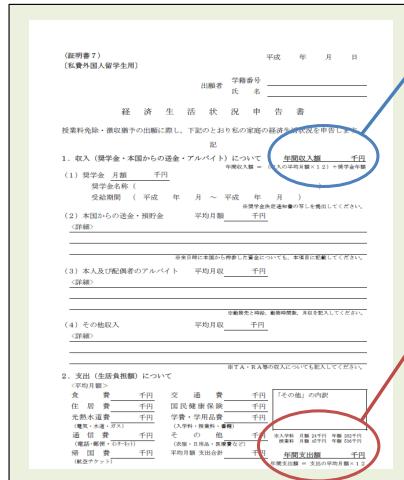
※ただし、令和7年9月30日以前に退職した場合は、「7.『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例」を参照してください。

- ③ 複数箇所から給与を得ている場合、複数の年金を受給している場合は、それぞれについて入力してください。

- ④ 「令和7年10月1日現在の平均月収が8万円以上の者」又は「独立生計者」「留学生」は、申請者本人の情報を入力してください。

【留学生は下記のとおり入力してください】

「続柄」	本人
「収入・所得区分」	その他(所得)
「勤務または受給開始年月」	その他
「勤務状況」	現在も勤務又は受給又は従事
「勤務先・年金名」	新潟大学
「収入/所得」	「証明書7 経済生活状況申告書」の「年間収入額」「年間支出額」のうち、 金額が大きい項目の金額を入力する。



ア. 「収入・所得区分」

該当するものを選択してください。

<収入>

給与収入	会社等に勤務し給与収入を得ている場合 ※令和6年1月1日～令和7年9月30までの間に退職した場合は「給与収入」を選択してください。
年金	老齢(退職)年金の給付を受けている場合
遺族年金	遺族年金の給付を受けている場合
障害者年金	障害者年金の給付を受けている場合
恩給	恩給の給付を受けている場合
失業保険	失業保険の給付を受けている場合
傷病手当金	傷病手当金の給付を受けている場合
生活保護費	生活保護費の給付を受けている場合
児童扶養手当	児童扶養手当の給付を受けている場合
その他(収入)	収入区分のいずれにも該当しない収入がある場合

<所得>

事業所得	自営業、農業、林業、水産業、不動産所得(家賃、地代等)の収入がある場合
利子又は配当	利子、配当による収入がある場合
株式の損益	株式による収入がある場合 (株式の売買利益、運用利益など)
内職の報酬	内職による報酬がある場合
退職金	令和7年4月2日～令和7年10月1日までに退職金が支払われている場合 ※退職金が支払われている場合は、一つの勤務先に関することで二行入力してください。
保険金	令和7年4月2日～令和7年10月1日までに保険金が支払われている場合 (生命保険など)

<所得>

資産譲渡	令和7年4月2日～令和7年10月1日までに資産譲渡が行われて所得を得た場合 (土地の譲渡等)
その他(所得)	所得区分のいずれにも該当しない所得がある場合 ※委託業務(シルバー人材等)に従事している場合 ※単発収入・期間の定めのある就労で給与以外の収入を得ている場合(個人年金など) ※留学生は「その他(所得)」を選択してください。

イ. 「勤務または受給開始年月」

該当するものを選択してください。

令和6年1月1日以前から	勤務開始年月または年金受給開始月が令和6年1月1日以前の場合 ※
令和6年1月2日以降から	勤務開始年月または年金受給開始月が令和6年1月2日以降の場合 ※
令和6年以前から(事業)	「事業所得(自営業・農業など)」で開業年月等が令和6年以前の場合
令和7年以降から(事業)	「事業所得(自営業・農業など)」で開業年月等が令和7年以降の場合
その他	令和6年1月1日～令和7年10月1までの間で退職した勤務先の状況を入力する場合 「収入・所得区分」で「利子又は配当」「株式の損益」を選択した場合 ※留学生は「その他」を選択してください。
臨時の所得	「収入・所得区分」で「退職金」「保険金」「資産譲渡」を選択した場合

※「収入・所得区分」で「事業所得」を選択した場合は、「令和6年以前から(事業)」又は「令和7年以降から(事業)」を選択してください。

※再雇用の場合は「令和6年1月1日以前から」を選択してください。

ウ. 「勤務状況」

該当するものを選択してください。

「現在も勤務又は受給又は従事」	令和7年10月1日現在で勤務又は受給又は従事している場合
	単発収入・期間の定めのある就労で得た収入で、令和7年10月1日以降も同じように就労している場合、または今後就労する可能性がある場合
	※留学生は「現在も勤務又は受給又は従事」を選択してください。
「一時金」	「収入・所得区分」で「退職金」「保険金」「資産譲渡」「株式の損益」を選択した場合
「退職(退職金あり)」	「収入・所得区分」で「給与収入」を選択し、「令和7年4月2日～令和7年10月1日までに退職金が支払われている場合(退職金の入力も必要)」又は「令和7年10月2日以降に退職金が支払われる場合」
「退職(退職金なし)」	「収入・所得区分」で「給与収入」を選択し、「退職金が支払われていない場合」又は「令和7年4月1日前に退職金が支払われた場合」
「廃業」	令和7年9月30日までに自営業等を廃業した場合

エ. 「勤務先／年金名」

・勤務先又は年金名等の支給元を入力してください。(例:新潟株式会社、老齢厚生年金、農業など)

※「収入・所得区分」が「給与収入」「年金」で無い場合も、必ず入力してください。

オ. 「収入／所得」

・提出書類(所得証明書等)に記載されている「収入」「所得」の金額を入力してください。(千円未満切り捨て)

※退職または廃業したものを入力する場合で、「収入／所得」欄が0円となる場合でも、必ず「0」を入力してください。

○「収入金額の入力」

- ① 収入とは、「給料・賃金・役員報酬・賞与・年金・専従者給与・遺族の扶助料・恩給・傷病手当金・生活保護法による扶助料・失業給付金・児童扶養手当等」をいいます。
- ② 建設会社等に勤務し、一定の給与を得ている大工・左官等について
・「収入金額」の「給与収入」を選択してください。
- ③ 給与や年金は、令和6年分源泉徴収票の「支払金額」を入力してください。
・令和6年1月2日以降に就職・転職した場合は、給与支払(見込)証明書を元に1年分の収入金額を推算して入力してください。
・令和6年1月2日以降に年金の受給が始まった場合は、年金証書に記載されている金額を入力してください。
- ④ 失業給付金の金額は雇用保険受給資格者証を参照の上、以下の計算方法で算出した金額を入力してください。
$$\text{「失業給付金} = \text{令和7年10月1日以降の給付残日数(第3面)} \times \text{基本手当金額(第1面)}\text{」}$$
- ⑤ 令和7年9月30日以前に退職したところに係る給与収入は「0円」と入力してください。
※退職金がある場合は、「7.『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例」を参照してください。
- ⑥ 出稼ぎによる収入について
・長期間(6ヶ月以上)の継続就労で得た収入については「収入金額」として入力してください。
- ⑦ 単発就労・期間の定めのある就労で得た所得について
・令和7年10月1日以降にも同じように就労する可能性がある場合は、前年と同じ金額を入力してください。
・令和7年9月30日以前で就労を辞め、今後就労する可能性が無い場合は、必ず「0円」と入力してください。

○「所得金額の入力」

- ① 令和6年分確定申告書等の「所得金額」を入力してください。
※所得金額がマイナスの場合は、所得金額は「0」と入力してください。
- ② 事業所得とは、「商・工・農・林・水産業・開業医・弁護士・著述業・公認会計士・税理士・外交員・理容・美容・旅館・飲食店・クリーニング業等」が該当します。
- ③ 事業所得は、令和6年分確定申告書 第一表 又は令和7年度市民税県民税申告書 表面 の「所得金額」を入力してください。
- ④ 事業所得で祖父母名義の所得について
・その所得を得るために実質的な働き手が父母の場合は、父母の所得として入力してください。
- ⑤ 単発就労・期間の定めのある就労で得た所得について
・令和7年10月1日以降にも同じように就労する可能性がある場合は、前年と同じ金額を入力してください。
・令和7年9月30日以前で就労を辞め、今後就労する可能性が無い場合は、必ず「0円」を入力してください。

【重要】申請情報の登録について

入力期間後に申請情報が「未入力」又は「一時保存」の状態である場合、いかなる理由(登録されていると勘違いしていた、パソコンの不具合など)であっても申請を受け付けることはできません。「一時保存」の状態でないかどうか、申請情報の出力画面で必ず確認をしてください。

・入力した申請情報を「一時保存」の状態としている場合は、必ず入力期間中に「登録」の状態にしてください。

※入力期間後に、申請情報を「登録」の状態にすることはできません。

・入力期間の最終日は、授業料免除システムのアクセスが混雑しますので、早めの「入力」及び「登録」を心がけてください。

7. 『就学者を除く家族の勤務状況』の入力例

【給与収入】

- ・父は令和6年1月1日以前から新潟商事で勤務し、令和7年10月1日現在も勤務している。(再雇用も含む)

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	給与収入	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	新潟商事	5,000 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

- ・兄1は令和7年9月30日以前に越後病院を退職し、令和7年4月2日～令和7年10月1日の間に退職金が支給された。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
兄1	給与収入	その他	退職(退職金あり)	越後病院	0 千円
兄1	退職金	臨時の所得	一時金	越後病院	1,000 千円

※「退職金の支払日、支払額が確認できる書類」が必要となります。

- ・母は令和7年9月30日以前に新潟株式会社を退職したが、退職金はもらっていない。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	給与収入	その他	退職(退職金なし)	新潟株式会社	0 千円

- ・姉1は令和6年1月2日以降に(株)五十嵐商店に就職し、令和7年10月1日現在も勤務している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
姉1	給与収入	令和6年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	(株)五十嵐商店	2,000 千円

※「証明書1 給与支払(見込)証明書」が必要となります。

- ・祖父は令和4年から冬季期間だけ除雪作業により給与収入を得ている。(今後も就労の可能性あり)

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	給与収入	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	越後除雪組合	300 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

【年金】

- ・祖父は令和6年1月以前から老齢厚生年金を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	年金	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	老齢厚生年金	977 千円

※「年金の源泉徴収票」の写が必要となります。

- ・祖母は令和6年2月以降から老齢基礎年金の受給が始まった。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	年金	令和6年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	老齢基礎年金	950 千円

※「年金証書」の写が必要となります。

- ・兄1は令和6年1月以前から障害者年金を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
兄1	障害者年金	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	障害者年金	1,000 千円

※「年金振込通知書」の写が必要となります。

- ・母は令和6年2月以降から遺族年金の受給が始まった。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	遺族年金	令和6年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	遺族年金	1,500 千円

※「年金証書」の写が必要となります。

【事業所得(自営業・農業など)】

- ・祖父は令和6年12月以前から新大商店を経営し、令和7年10月1日現在も経営している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖父	事業所得	令和6年以前から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	新大商店	500 千円

※「確定申告書 一表 二表」の写が必要となります。

- ・父は令和7年1月から農業を始めて、令和7年10月1日現在も従事している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	事業所得	令和7年以降から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	農業	500 千円

※「証明書2 収入内訳(見込)申告書」が必要となります。

- ・父は令和6年12月以前から土地の貸付による不動産所得がある。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
父	事業所得	令和6年以前から(事業)	現在も勤務又は受給又は従事	不動産	1,000 千円

※「確定申告書 一表 二表」の写が必要となります。

【その他】

- ・母は令和6年2月以降から失業保険の受給資格を得て、令和7年10月1日現在も受給中である。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	失業保険	令和6年1月2日以降から	現在も勤務又は受給又は従事	失業保険	720 千円

※「雇用保険受給資格者証の表面」の写が必要となります。

- ・母は令和6年1月以前から児童扶養手当を受給している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
母	児童扶養手当	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	児童扶養手当	500 千円

※「児童扶養手当証書」の写が必要となります。

- ・祖母に令和7年4月2日～令和7年10月1日までの間に満期となった保険金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	保険金	臨時の所得	一時金	日本生命	3,000 千円

※「保険金の支払日、支払額及び払込保険料の額が確認できる書類」の写が必要となります。

- ・祖母に配当金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	利子又は配当	その他	現在も勤務又は受給又は従事	配当	500 千円

※「確定申告書 一表 二表 三表と付表」の写が必要となります。

- ・祖母に令和7年4月2日～令和7年10月1日までの間に土地の譲渡金が支払われた。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
祖母	資産譲渡	臨時の所得	一時金	土地売却	3,000 千円

※「確定申告書 譲渡所得の内訳書」又は「資産譲渡金の支払日、支払額が確認できる書類」が必要となります。

【独立生計者】【留学生】

- ・本人(独立生計者)は令和6年1月1日以前から新潟病院で勤務し、令和7年10月1日現在も勤務している。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
本人	給与収入	令和6年1月1日以前から	現在も勤務又は受給又は従事	新潟病院	1,500 千円

※「源泉徴収票」の写が必要となります。

- ・本人(留学生)は新潟大学に在学し、単身(一人世帯)で生活をしている。

続柄	収入・所得区分	勤務または受給開始年月	勤務状況	勤務先/年金名	収入/所得
本人	その他(所得)	その他	現在も勤務又は受給又は従事	新潟大学	200 千円

※「様式7 経済生活状況申告書」が必要となります。

新潟大学 授業料免除・徴収猶予Q & A (令和7年度版)

項目	番号	質問	回答
	1	授業料免除及び徴収猶予の実施に伴う周知はどのようにされるのでしょうか。	授業料免除及び徴収猶予の周知は、原則として学務情報システム連絡通知により行います。日頃から連絡通知を確認する習慣を身に付け、見落としのないよう十分注意してください。
	2	授業料免除・徴収猶予の申請のながれを教えてください。	次の順に手順を行ってください。 1. エントリー: 学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」から登録。 2. 申請情報登録: 学務情報システム「学生情報」→「免除」→「申請情報登録」から家庭状況を入力及び登録。 3. 申請書類提出: 登録後、プリントアウトした「申請情報」及び「授業料免除・徴収猶予提出書類確認票」、所得に関する書類等の提出。 エントリーを行わないと申請できません。いずれも手続期間は決まっており、期間外の手続はできません。日程等の詳細は、学期ごとに学務情報システムの連絡通知によりお知らせします。
	3	授業料免除と徴収猶予を併願することはできますか。	授業料免除と徴収猶予を併願することはできません。
	4	エントリーは必須ですか。	エントリーは必須です。 申請希望者は必ず期日中に学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」からエントリーを行ってください。(授業料免除へのエントリーがあった段階で授業料の引き落としを一旦停止します。) ※授業料を納入した者は授業料免除に申請できません。
	5	エントリーを辞退することはできますか。	エントリーを辞退する場合、学務情報システム「学生情報」→「免除」→「エントリー入力」画面で「辞退」をクリックしてください。
	6	今のうちから予定をあけておきたいので、授業料免除及び徴収猶予の年間日程を教えてください。	授業料免除及び徴収猶予の年間日程は、学務情報システム連絡通知により案内しますので、確認してください。前年度末までに掲示します。 なお、令和7年度授業料免除及び徴収猶予申請日程は次のとおりです(下記は在学生向けです。新入生は後期分の日程が異なります)。 ※詳細な日時は、必ず申請要項で確認すること。 エントリー申請 前期分: 4月上旬～下旬 後期分: 9月上旬～中旬 申請(Web登録) 前期分: 5月中旬～5月下旬 後期分: 10月上旬～10月中旬 申請(書類提出) 前期分: 6月中旬～下旬 後期分: 10月中旬～下旬 結果通知 前期分: 8月中旬 後期分: 12月中旬
制度・申請方法	7	授業料免除及び徴収猶予の申請は年1回すれば済むのでしょうか。	年間を通じて授業料の免除又は徴収猶予を希望する場合は、学期(前期・後期)ごとに申請しなければなりません。
	8	前後期一括申請について教えてください。	前後期分授業料免除等を申請した者で、後期分の家計状況に変更がないと大学が判断した者(前後期一括申請対象者)については、後期分授業料免除等の申請手続き(入力・登録・書類提出)を省略することができます。 ※「後期分のエントリー」及び「状況確認登録」は必要となります。 前後期一括申請対象者には、後期分エントリー期間後に大学から「前後期一括申請」の対象者である旨のメールを送付します。対象者である旨のメールを受信した者は、指定された期日までに学務情報システムから「状況確認登録」を行ってください。 【注意】 次に該当する者は前後期一括申請の対象とはなりません。 ※家計状況に変更がない場合においても、後期分では通常申請による申請(申請情報入力(登録)・申請書類提出)となります。 1. 前期分の授業料免除・徴収猶予に申請していない者(書類未提出・辞退を含む) 2. 前年10月以降に、主たる家計支持者が死亡した者 3. 前年10月以降に、臨時所得(退職金・保険金等)があった者 4. 前期分の「家計状況」において、「雇用保険受給者」がいる者 5. 前期分の「家計状況」において、「無職の人」がいる者 6. 前期分の「家計状況」において、「長期療養者」がいる者
	9	前後期一括申請対象者(前期分:全額免除)ですが、後期分授業料免除の審査結果も全額免除となりますか。	授業料免除・徴収猶予の判定は、前期・後期それぞれ独立した予算内で行います。 したがって、前期分の結果と後期分の結果が同じ結果になるとは限りません。 (例) 前期分:全額免除 → 後期分:半額免除
	10	前後期一括申請対象者である旨のメールを受信後、家計状況が急変した場合はどうすれば良いですか。	前後期一括申請対象者であるメールを受信した者で、後期分の家計状況に変更が生じた場合は、学務情報システムでの「状況確認登録」において変更内容を記載及び登録してください。変更内容を確認後、学生支援課奨学支援係が「前後期一括申請」から「後期通常申請」の変更手続きを行いますので、後期分は通常申請の申請(申請情報の入力(登録)・申請書類提出が必要)してください。 なお、「状況確認登録」後に変更が生じた場合、学生支援課奨学支援係に申し出てください。
	11	私費外国人留学生ですが、授業料免除や徴収猶予の申請はできますか。また、留学生に対する優遇措置はありますか。	申請できます。 留学生については、提出書類が日本人学生と若干異なる点を除いて、申請方法や審査等、日本人学生と同様に扱います。免除についての優遇措置はありません。
	12	【参考資料1】の家計基準を見ながら総所得金額を計算したところ、私の家庭は全額免除適格者となりましたが、必ず全額免除になりますか。	免除枠に上限があるため、免除適格者が必ず免除になるとは限りません。 新潟大学では、広く経済的支援を行うという考え方から、免除額は半額免除を基本としています。全額免除については、半額免除適格者全員を半額免除としてもなお免除枠に残余がある場合にのみ、家計困窮度の高い者から順に全額免除を適用します。
	13	学力基準について、GPA値は考慮されますか。	本学では、授業料免除・徴収猶予の審査においてGPA値を用いません。 前年次までの修得単位数及び前年次の修得単位比率(良(B)以上比率)を基準にしています。

項目	番号	質問	回答
制度・申請方法	14	後期分の申請をする際、前期の成績は考慮されますか。	考慮しません。学力基準は、前期・後期とも前年次までの単位修得状況をもとに審査します。
	15	留年・最短修業年限を超過していますが、授業料免除又は徴収猶予を受けられますか。	申請をすることは可能ですが、原則として免除又は徴収猶予の対象とはなりません。(不許可と判定されます。) 【注意】本人の側の事情によらない事由(病気・留学等)がある場合、事前に学生支援課奨学支援係へお問い合わせください。
	16	自宅が災害(地震など)の被害を受けた場合、授業料免除申請で必要となる書類を教えてください。	①罹災証明書の写 ②罹災額が確認できる書類の写(建物修繕解体費の領収書の写等) ※用意できる書類が②に該当するかどうか不明な場合は、自宅等の被災状況を踏まえた上で、授業料免除申請に必要となる書類をお知らせいたしますので、学生支援課奨学支援係までご相談願います。
申請情報入力	1	学外のパソコンから授業料免除システムにログインし、申請情報を入力することはできますか。	申請情報の入力は可能です。 【注意】 入力期間の最終日は、授業料免除システムへのアクセスが混雑します。パソコンの不具合(入力中にフリーズしたなど)により申請情報が期間内に入力及び登録ができなかった等のいかなる理由があっても認められませんので、早めの入力及び登録を心がけてください。
	2	入力した申請情報を「一時保存」することはできますか。	入力した申請情報を「一時保存」することは可能です。 【注意】 「一時保存」の状態では申請を受け付けることはできませんので、必ず入力期間内に申請情報を「登録」してください。いかなる理由があっても入力期間後に申請情報を「登録」することはできません。
	3	申請情報「学生用」の帳票を印刷する必要がありますか。	申請情報「学生用」についても、必ず印刷してください。
	4	大学構内で印刷できる場所はありますか。	生協の書籍部前にある印刷機等で印刷することができます。 ※USBメモリーが必要となります。
	5	入力期間後に入力誤りを発見しました。どうしたらよいですか。	電話またはメールで入力誤りの旨を教えてください。 大学側で正しい情報に修正します。
提出書類全般	1	授業料免除・徴収猶予の申請に際して、どのような書類を提出すればよいのかよくわからないので、モデルケースを示してください。	モデルケースを以下に示します。なお、詳細は「授業料免除・徴収猶予申請必要書類一覧」により確認願います。 ケース1: 4人世帯 本人、父(会社員・勤続20年)、母(事業主婦)、妹(高校生) ①申請情報(大学提出用) ②授業料免除・徴収猶予提出書類確認票(大学提出用) ③所得証明書(父・母2人分) ④源泉徴収票の写(父) ⑤無職申立書及び健康保険証等(写)(母) ケース2: 3人世帯 本人、母(会社員・3ヶ月前に転職・前職の退職金有)、弟(中学生) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(母) ④現職の給与支払(見込)証明書(母) ⑤前職の退職金支給額が確認できる書類の写 ⑥児童扶養手当証書の写(又は遺族年金振込通知書の写) ケース3: 6人世帯 本人、父(自営)、母(パート・勤続4年)、妹(国立大学生)、兄(25歳無職・障害年金受給)、祖母(70歳無職・年金受給) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(父・母・兄・祖母4人分) ④源泉徴収票の写(母・祖母2人分) ⑤確定申告書の写(父) ⑥授業料免除証明書(妹) ⑦年金振込額通知書の写(兄) ⑧無職申立書及び健康保険証等(写)(兄) ケース4: 2人世帯 本人(独立生計者・会社員・勤続3年)、妻(会社員・勤続15年・年収400万円) ①～②はケース1と同じ ③所得証明書(本人・妻2人分) ④源泉徴収票の写(本人・妻2人分) ⑤健康保険証等の写(本人・妻2人分) ⑥世帯全員分の住民票
願書	1	授業料免除・徴収猶予の申請理由は具体的にどのようなことを入力すればよいですか。	申請者から見て、現在の家庭の状況を詳細に入力した上で、申請に至った理由を入力してください。 申請理由は、単に家計が苦しいとか、兄弟が私立大学に在籍しているとかだけではなく、現在なぜ授業料の支払いが困難であるのか、他人を納得させる理由を入力してください。
	2	申請情報は父母に入力してもらってよいですか。	申請情報は申請者本人が入力するものです。不明な点は家族に確認し、よく把握してください。 入力内容や家庭状況等を確認する場合がありますので、入力内容を十分に理解しておく必要があります。
	3	申請情報の入力に際して、「生計を一にする家族」に該当しない家族とは、どのような人を指しますか。	例えば、次のような場合は別生計の家族として扱ってください。 1. 別居している祖父母(同一住宅であっても、玄関・台所・風呂が別々である場合は、別生計の家族として扱います。) 2. 就職して別居している兄弟
	4	祖父が亡くなりました。申請情報の家族欄に入力する必要がありますか。	亡くなった日が基準日前であれば入力不要です。 亡くなった人の所得は算定しませんが、基準日(前期4月1日、後期10月1日)前6ヶ月以内に保険金・退職金等の支払いがあった場合は、受取人の臨時所得として算定しますので、それらの金額が確認できる書類の写を提出してください。
	5	父が昨年途中に転職しましたが、前の職場と今の職場の源泉徴収票の支払金額を合算してよいですか。	前職と現職の支払金額を合算するのではなく、給与支払(見込)証明書により現在の勤務先から給与支給額を証明してもらい、その金額から年額を推算してください。
	6	大学様式の証明書類等はどこにいけばもらえますか。	給与支払(見込)証明書、無職申立書等の様式は学務情報システムまたは本学ホームページからダウンロードすることができます。
	7	必要書類をコピーをする場合、用紙サイズに指定はありますか。	A4判の用紙にコピーしてください。 複数の書類を1枚の用紙にまとめてコピーしても構いません。
所得関係書類	1	住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書の発行を市区町村へお願いしたところ、何年(度)の証明が必要であるか聞かれました。どうすればよいですか。	「年」(1～12月)と「年度」(4月～翌年3月)は異なります。ある「年」の所得に対して、翌「年度」に課税されます。本学の授業料免除・徴収猶予においては、前年分の所得証明書が必要です。 「年」で聞かれた場合は、所得のあった年を指していますので、「前年」分の発行を受けてください。 「年度」で聞かれた場合は、課税年度を指していますので、「今年度」分の発行を受けてください。 ※所得証明書に「住民税非課税・課税の有無」が表記されているかを必ず確認してください。
	2	所得証明書に「住民税非課税・課税の有無」が表記されていない場合はどうすればよいですか。	「所得証明書」と「住民税(所得割)非課税・課税証明書」を提出してください。(写不可)

項目	番号	質問	回答
所得関係書類	3	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を「住民税決定通知書の写」で代用することは可能ですか。	「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を「住民税決定通知書の写」で代用することは認めていません。必ず、市区町村窓口で「住民税非課税・課税の有無がわかる所得証明書」を発行してください。
	4	前期の申請で、前年の所得証明書の発行が申請日に間に合いません。どうすればよいですか。	所得証明書の発行可能日を確認し、書類提出期間に所得証明書を除くすべての必要書類を提出してください。なお、所得証明書は申請要項の「申請必要書類一覧」を参照の上、指定された期限までに提出してください。
	5	父は会社員ですが、所得証明書と源泉徴収票はどちらも必要ですか。	どちらも必要です。 「所得証明書」で所得の種類(給与・営業・農業・不動産等)を確認し、それぞれの所得について、給与収入や年金収入であれば「源泉徴収票」の写で、営業所得、農業所得、不動産所得等であれば、所得税の確定申告書(写)又は市区町村民税・都道府県民税申告書(写)で収入又は所得金額を確認します。
	6	給与支払(見込)証明書は勤務先の証明書様式を使用してもよいですか。	勤務先の証明書様式では確認事項が不足している場合がありますので、必ず本学の指定様式(証明書1)を使用してください。
	7	前年の所得がない場合でも、所得証明書は必要ですか。	所得証明書は、所得がないことの証明にもなります。したがって、所得がなくとも必要です。
	8	所得が少なく、申告していなかったため、所得証明書の発行を受けられませんでした。どうすればよいですか。	所得の申告をしていないと、所得証明書の発行を受けられない場合があります。 市区町村で所得の申告をした上で、所得証明書の発行を受けてください。
	9	授業料免除又は微収猶予を兄弟2人で申請する場合、1人については、所得証明書の写を提出してもよいですか。	授業料免除及び微収猶予は、個々人がそれぞれ申請する制度です。家庭は同一でも、個々の申請書類が必要です。原本の提出を求める書類については、兄弟それぞれについて原本の提出が必要です。
	10	所得に関する書類は、所得証明書に記載のある所得のみでよいですか。	所得証明書に記載のない所得(遺族年金など非課税所得、その年以降新たに加わった所得等)についても、現に所得があれば收入を証明する書類が必要です。
	11	確定申告で使用(又は紛失)したため、給与・年金の源泉徴収票が手元にありません。どうすればよいですか。	確定申告書の写の提出により給与・年金収入額が確認できる場合は、源泉徴収票の写がなくとも構いません。ただし、給与収入とみなすべき収入かどうかの確認等のため源泉徴収票の写の提出を求めることがありますので、その際は発行元(勤務先、日本年金機構等)へ再発行を依頼してください。 なお、授業料免除及び微収猶予の申請に際して提出するのは源泉徴収票の「写」です。確定申告等で原本を使用する場合は、あらかじめ「写」をとって保管しておくと再発行の手間が省けます。
	12	年金関係の書類は、公的年金の分だけ提出すれば良いですか。	公的年金だけでなく、企業年金や個人年金、遺族年金、恩給、農業者年金等の年金についても書類を提出してください。
	13	資産譲渡や保険金、退職金のような臨時所得はどのように証明すればよいですか。	「金額・支払日」が記載されている書類の写しを提出してください。代表的なものとして、預金通帳(表紙及び該当ページ)の写しが挙げられます。
	14	兄弟が3月に学校を卒業し、4月から就職します。提出書類は何が必要ですか。	給与支払(見込)証明書を提出してください。 前年学生であったので所得証明書は不要ですが、申請情報を入力する際に「当年1月1日時点で就学中」にチェックしてください。 【注意】 実家から離れて就職し、生計が別になる場合は、提出書類は何もありません。 申請情報を入力する際の家族にも含めないでください。
	15	派遣会社に登録して様々な事業所で勤務している場合、所得証明書の他にどういう書類が必要ですか。	1. 前年1月以前から同じ派遣会社に登録している場合 源泉徴収票の写が必要です。 2. 前年2月以降に現在の派遣会社に登録した場合 給与支払(見込)証明書が必要です。派遣元で証明を受けてください。
	16	父が3月に定年退職し、4月から再雇用となっていますが、所得証明書の他にどういう書類が必要ですか。	再雇用者においては、雇用先から引き続き雇用されている形となりますので、前年の収入を審査の対象としています。 したがって、源泉徴収票の写が必要となります。
	17	退職した勤務先の源泉徴収票は必要ですか。	基準日(前期4月1日、後期10月1日)より前に退職した勤務先の源泉徴収票は不要です。 ただし、基準日前6ヶ月以内に退職金が支給された場合は、退職金支給額及び支給日の確認できる書類(写)が必要です。
	18	姉が今年に入ってからお店を始めました。何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 1. 所得証明書 2. 収支内訳(見込)申告書
	19	傷病手当金を受給していますが、何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 (有職の場合) 「傷病手当金の月額が確認できる書類」「給与支払見込証明書(証明書1)」 (無職の場合) 「傷病手当金の月額が確認できる書類」「無職の書類(無職申立書及び健康保険証等の写など)」
	20	私はアルバイトをしています。源泉徴収票などは必要ですか。	申請者本人の所得証明書は不要です。 ただし、平均月収が8万円以上(年収96万円以上)ある場合は、源泉徴収票等が必要です。 それ以外の場合は、所得に関する書類は不要です。
	21	大学生の兄弟がアルバイトをしていますが、それに関する書類は必要ですか。	不要です。本学では、本人を除く就学者のアルバイト収入については算定しません。 ただし、独立生計者の配偶者については、額の多少に関わらずアルバイト収入を算定しますので、収入に関する書類を提出する必要があります(独立生計者の項目を参照)。

項目	番号	質問	回答
就学者関係	1	申請者本人の在学証明書は必要ですか。	不要です。
	2	高校生の兄弟がいます。在学証明書は必要ですか。	小学校、中学校、高校に在学中の兄弟については、在学証明書は不要です。
	3	私の兄弟は今年3月に高校を卒業し、4月以降大学進学のため浪人生を送っています。何を提出すればよいですか。	次の書類を提出してください。 1. 予備校に通っている場合…在学証明書 2. 自宅浪人の場合…無職申立書及び健康保険証等(写) 3. 自宅浪人でアルバイトをしている場合…源泉徴収票(写)や給与支払(見込)証明書等、アルバイト収入に関する書類 いずれの場合も、申請情報には「就学者を除く家族」欄に入力してください。 なお、前年学生であったため、所得証明書の提出は不要ですが、申請情報を入力する際に「当年1月1日時点で就学中」にチェックしてください。
	4	外国の大学に在学している兄弟がいます。何を提出すればよいですか。	在学証明書を提出してください。
	5	他大学の兄弟が留学中で日本にいない場合、在学証明書の提出はどうすればよいですか。	在学している日本の大学に事情を説明し、在学証明書の発行を受けてください。
	6	在学証明書の代わりに学生証の写でもよいですか。	原則学生証の写は認めません。
母子・父子家庭	1	母子・父子家庭証明書(証明書1)の証明者は隣人でも構いませんか。	証明は民生委員や町内会長などに依頼してください。 隣人や知人、親戚は証明者に該当しません。
	2	現況確認のため児童扶養手当証書を市役所に提出中です。どうすればよいですか。	申請時には、更新前の手帳の写を提出してください。写を提出できない場合は、受給額が確認できる書類を提出してください。 手帳が戻り次第、更新後の手帳の写を提出してください。
長期療養者	1	長期療養者の定義を教えてください。また、1年分の長期療養費の計算はどのように行いますか。	長期療養者とは、基準日時点でのヶ月以上にわたり療養中である者、又は療養が必要と医師に認められた者をいいます。 医師の診断書に、「発病始期」「現在の症状」「今後の治療の見通し」「治療を行う診療科」の4点が記載されていることを確認してください。 ただし、次のような場合は、長期療養者とは認めません。 1. 申請時時点において療養が終了した人 2. 健康保持を目的に受診している場合(健康保険適用外のもの) 年間の長期療養費の計算は、最近月の領収書の金額を12倍した額とします。 ※文書代、食費、特定療養費(差額ベッド代金、パジャマ代金)等は算定しません。 ※定期的に負担している医療費が対象となります。
主たる家計支持者別居の世帯	1	光熱水料、住居費の領収書の写はどういう場合に提出するのですか。	主たる家計支持者(原則として父母のいずれか)が単身赴任等で別居している場合です。 自己都合による別居や、主たる家計支持者以外の別居は該当しません。 ※学生本人の修学における別居は対象ではありません。
	2	住居費の写は契約書の写でもよいですか。	契約書や請求書の写は認めません。領収書の写を提出してください。 なお、給与からの天引きにより住居費を負担している場合は給与明細の写(控除額が確認できるもの)、振込の場合は預金通帳の写(振込額が確認できる頁)を提出してください。
独立生計者	1	独立生計者として申請できるのはどのような人ですか。	基準日において、次の1~3のすべてを満たしている場合に限り、独立生計者として申請することができます。 1. 父母等の扶養親族でないこと(健康保険証等の写で確認します。) 2. 父母等と別居していること(住民票で確認します。) 3. 申請時時点において本人又は配偶者に年間150万円以上の収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者 (1)前年1月1日以前から継続して勤務している場合は、前年の給与収入が150万円以上の場合は「源泉徴収票の写」で確認します。 (2)前年1月2日以降に就職・転職した場合は、「直近3ヶ月の給与支払金額÷3×12年間賞与額」が150万円以上の場合は「給与支払(見込)証明書(証明書1)」で確認します。 (3)自営業・農業等の場合は確定申告書等で年間150万円以上の所得が必要となります。 ※令和7年9月30日までに退職し、令和7年10月1日時点で勤務していない場合は、無職の扱いとなり独立生計者の条件を満たしません。
	2	私は両親からの仕送りが一切なく、アルバイト収入と奨学金だけで生活しています。独立生計者として申請できますか。	両親からの仕送りがないだけでは独立生計者とは認めません。 上に示した独立生計者の基準をすべて満たしていかなければなりません。
	3	私は入学前に社会人で、現在は無職無収入のため貯金を取り崩して生活しています。独立生計者として申請できますか。	貯金を取り崩して生活しているだけでは独立生計者とは認めません。 上に示した独立生計者の基準をすべて満たしていかなければなりません。
	4	独立生計者の配偶者が学生の場合、提出書類は何が必要ですか。	所得に関する書類と就学に関する書類の両方が必要です。 1. 所得に関する書類 所得証明書及び源泉徴収票(写)、確定申告書(写)等 2. 就学に関する書類 国立学校の学生であれば授業料免除証明書、公・私立学校の学生であれば在学証明書 給付型奨学金を受給している場合は、受給額が確認できる書類(写)

項目	番号	質問	回答
給付型奨学金	1	日本学生支援機構の第1種奨学金の情報を入力する必要はありますか。	日本学生支援機構の第1種又は第2種奨学金は貸与型奨学金となりますので、入力しないでください。
	2	卒業後、その地方に就職すると返還が免除される地方創生型奨学金の情報を入力する必要はありますか。	申請情報の入力時点では返還が免除されていませんので、貸与型奨学金の取扱いとなります。 したがって、入力をする必要はありません。
	3	貸与型奨学金以外に入力の対象外である奨学金を教えてください。	次の奨学金は入力対象外となりますので、入力しないでください。 ・「輝け未来！！新潟大学入学応援奨学金」 ・「新潟大学 学業成績優秀者奨学金」 ・「新潟大学 博士課程奨学金」 ・「日本学生支援機構 給付型奨学金」
その他	1	申請後、申請内容に変更が生じました。どうすればよいですか。	申請内容については、前期にあっては4月1日、後期にあっては10月1日を基準日とし、基準日時点の状態をもとに審査します。 申請内容に変更があったのが基準日以前であれば、学生支援課奨学支援係に申し出てください。 内容により書類の追加提出をお願いすることがあります。 申請内容に変更があったのが基準日以降であれば審査には影響しませんので、申し出の必要はありません。
	2	他の奨学金でも同じ提出書類が必要となり、一度提出した書類を返却してほしいのですが、可能ですか。	返却できません。必要書類に「写」とあるものは原本を提出しないでください。
	3	大学・高専へ通学する私の兄弟姉妹が授業料免除又は微収猶予を申請するにあたり、私の昨年度の授業料免除の状況を証明してほしいと言われましたが、どうしたらよいですか。	【兄弟姉妹も新潟大学の学生である場合】 各学部・研究科学務係窓口に設置されている「証明書自動発行機」を操作して「授業料免除証明書」を発行してください。 【兄弟が他大学・高専の学生である場合】 先方の学校から交付された「授業料免除証明書」と「学生証」を持参の上、学生支援課奨学支援係(1番窓口)へ来てください。 その場で証明します。 なお、「授業料免除証明書」を学生支援課奨学支援係に郵送して証明を受けることも可能です。その場合は、本人宛返信用封筒を同封してください。

【状況確認票】

(令和7年10月1日現在の状況を記入してください。
 □欄は、該当するものに✓印を付けてください。
 要項をよく読んでから記入を始めてください。)

◎ 令和7年度前期分授業料免除・徴収猶予申請状況(コロナ家計急変授業料免除)

ア. 申請した イ. 申請していない



提出書類…申請必要書類一覧①(前期申請なし)を参照のこと

◎ 令和7年4月1日時点からの家庭状況の変化について(前期申請者のみ回答してください)

次の①～⑨について、該当するものに✓印を付けてください。前期・後期ともに該当しない場合(例:

4月時点・10月時点ともに年金受給者がいない等)は、「ア. 変更なし」を選択してください。

なお、記入内容が事実と相違していることが判明した場合は、許可後であってもその許可を取り消すことがあるので、よく確認して、正確に記入してください。

- | | |
|--|--|
| ①家族構成(構成員、同居・別居の別等) | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ②家族の勤務状況(勤務先等) | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ③家族の年金受給状況 | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ④兄弟等の就学状況(在学学校名、通学区分等) | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ⑤各種手当(失業保険、傷病手当、生活保護、
児童扶養手当等)の受給状況 | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり
(受給額変更含む) |
| ⑥前期申請時以降の臨時所得
(退職金、保険金、資産譲渡所得等) | <input type="checkbox"/> ア. なし <input type="checkbox"/> イ. あり |
| ⑦障害者数、長期療養者の状況 | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ⑧返還を要しない(給付型)奨学金の受給状況 | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |
| ⑨その他 | <input type="checkbox"/> ア. 変更なし <input type="checkbox"/> イ. 変更あり |

(具体的な内容を記入)